

1. 事務処理方法の見直し

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
(1) 事務の廃止等（申請手続、経由事務等）	
1 覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止 (覚醒剤取締法【法律改正】(管理番号 85))	
【提案団体（関係府省庁）】 岐阜県(デジタル庁、厚生労働省) 【提案の概要】 覚醒剤原料輸出入許可申請等、覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止し、事業者等が直接国へ申請・届出を行うとともに、国が直接事業者等へ許可証等を交付することを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 覚醒剤取締法（以下「法」という。）における<u>厚生労働大臣による覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者に対する指定証の交付、返納及び提出、覚醒剤製造業者から厚生労働大臣への旧指定証の返納については、都道府県経由事務を廃止する方向で検討することとしたい。</u> (※) 覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者については厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。 <u>その他の申請等の事務については、以下の理由から、また国・県双方の事務負担の効率化を図る観点から、e-Gov によるオンライン化について検討・調整を行った上で、都道府県経由事務の廃止に向けた検討を行ってまいりたい。</u> ・法第31条及び第32条では、厚生労働大臣に指定権限がある覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事による報告徴収・立入検査等ができることとしている。 ・さらに、法第34条では、都道府県知事が覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、指定の取り消し及び業務等の停止の処分を必要と認めるときは、厚生労働大臣に具申しなければならないとされている。	○都道府県経由事務の廃止に係る法改正については、<u>次期地方分権一括法での法改正を視野に、法案審査スケジュール等を踏まえつつ、検討を進めていただきたい。</u>e-Gov によるオンライン化に係る具体的な対応についても、早期の実現を目指し、検討を進めていただきたい。 ○都道府県の実態把握のために調査が必要な場合は速やかに実施いただき、<u>第2次回答及び第2次ヒアリングにて、調査結果を踏まえた検討結果及び今後の対応スケジュールをお示しいただきたい。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・厚生労働大臣に対して行われる覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者における申請等の内容は、都道府県においても覚醒剤監視員の業務として、また必要があるときは法第 34 条の意見具申を行うという観点から、情報が把握されている必要がある。 ・また、覚醒剤研究者の指定の取消し等は都道府県知事の権限であるため、厚生労働大臣により行われる覚醒剤研究者の覚醒剤の製造の許可及び覚醒剤の譲渡又は譲受の許可について、都道府県においても情報が把握されている必要がある。 ・これらの事務に係る都道府県の情報把握については、地方側要望内容で示されているとおり、<u>都道府県経由事務を廃止し、手続きをオンライン化して都道府県においても申請・届出内容を閲覧可能とすることが考えられるが、国の事務のオンラインシステムとしてはまず e-Gov の利用を検討することとなるため、当該検討の結果を踏まえ、都道府県において e-Gov への対応をしていただく必要がある。</u> なお、国の開設する病院又は診療所が覚醒剤施用機関に指定された際の指定証の交付・返納等や、届出・報告についても、都道府県において覚醒剤監視員の業務として覚醒剤施用機関への立入検査等の監視業務を実施する場合に必要な情報である。 国の開設する病院又は診療所の覚醒剤施用機関の指定は、覚醒剤製造業者の指定申請のスキームと異なり、医療機関側の申請ではなく厚生労働大臣が主務大臣と協議の上指定することとなっている。このため、<u>仮に、指定証の交付に係る都道府県経由事務を廃止した場合、都道府県において県内の国開設の覚醒剤施用機関を把握できない懸念がある。</u> こうした懸念も踏まえ、どのような対応が可能であるか検討してまいりたい。	
2 新興感染症対策として国が備蓄する個人防護具の医療機関等への配布に係る都道府県経由事務の廃止等 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律【通知改正】(管理番号 270))	
【提案団体（関係府省庁）】 埼玉県、東京都、神奈川県、岐阜県、三重県(厚生労働省) 【提案の概要】 新興感染症対策（新型コロナウイルス感染症等）として国が備蓄する個人防護具のうち、使用期限が近い又は切れたものについて、配布を希望する医療機関等が国へ直接申請可能なオンライン申込フォームを設置し、申請の受付等に係る都道府県経由事務の廃止を求める。	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
【関係府省庁からの第一次回答】 国・都道府県においては新型インフルエンザ等対策特別措置法第 10 条に基づき、個人防護具の備蓄を行っている。 国における備蓄にあたっては、毎年度一定の量を購入し、使用推奨期限が近づいたものを処分する回転備蓄方式をとっており、使用推奨期限が近づいた個人防護具については、例年売却を行い、売却してもなお残ったものについては医療機関等に配布を行う等により処分を行っている。（配布にあたっては、医療機関や社会福祉施設等をその配布対象としており、令和 7 年度においては全国約 7 万施設から配布の希望があったところ。） <u>個人防護具の備蓄は感染症有事において物資が不足する場合に備えて国・都道府県において備蓄しているものであり、配布にあたっては、国と、地域の実情をよく把握している都道府県が連携のうえ、国備蓄・都道府県備蓄の配分等も踏まえながら、必要とする医療機関に個人防護具の配布を行うこととなる。</u> <u>使用推奨期限が近づいた個人防護具の配布についても、当該備蓄事業の一環として行っているものであり、国備蓄分であっても、その配布にあたっては都道府県と連携のうえ実施していくことが適当と考えている。</u> 今回の提案では、国におけるオンライン申込フォームの設置による応募受付を提案いただいているが、<u>施設情報の入力誤りや重複申請の確認等のため、管内施設情報を把握する都道府県の関与は必要であり、オンライン申込フォームを設置し、都道府県を経由せずに国のみで応募を受け付ける形は困難である。なお、都道府県においてオンライン申込フォームを独自に作成し、各施設から必要情報を収集することは差し支えない。</u> なお、支障事例に記載された別住所への転送の判断等については、これまでは個人防護具の管理等に係る国の委託業者から都道府県に問い合わせがなされる場合があったが、今後は都道府県に問い合わせがいくことがないようにし、国において確認等を行うこととする。	○新型インフルエンザ等対策政府行動計画（令和 6 年 7 月 2 日閣議決定）（以下「政府行動計画」という。）が、新型インフルエンザ等緊急事態における備蓄物資等の供給に関する相互協力を定めるなど、緊急性の観点から有事における国と都道府県の連携は必要性が高い一方、<u>平時における使用推奨期限が近づいた個人防護具の処分は、単に不要となった備蓄物資を国が処分するものであり、有事における備蓄物資の配布とは性質が異なることから、国と都道府県の連携の必要性はない。また、政府行動計画等への記載もないことから、国の備蓄事業の一環として都道府県と連携のうえ実施していくことが適当との指摘は当たらないのではないか。</u> ○また、本事務は、<u>法令によらず、事務連絡に基づき都道府県に過大な事務負担を生じさせるものであり、自治体に実施させる根拠に乏しい</u>のではないかな。 ○「施設情報の入力誤りや重複申請の確認等のため、管内施設情報を把握する都道府県の関与は必要」とのことであるが、<u>重複申請の有無は国か都道府県かを問わず確認可能</u>と考えられるほか、<u>施設情報の入力誤りについても、国が保有する施設情報をもとに確認可能</u>ではないかな。 ○各都道府県が個別にオンライン申込フォームを作成し対応することは、作業負担、費用負担の両面から非効率であり、<u>都道府県経由事務を廃止し、国によるオンライン申込の仕組みを検討いただきたい。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
3 住所変更等に伴う手帳等の記載事項変更の届出の廃止等	
・住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には身体障害者手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等（身体障害者福祉法【法律改正】（管理番号 334）） 【提案団体（関係府省庁）】 都城市（厚生労働省） ・住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には精神障害者保健福祉手帳に係る記載事項変更の届出を不要とすること等（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律【法律改正】（管理番号 335）） 【提案団体（関係府省庁）】 都城市（厚生労働省） ・住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には自立支援医療受給者証に係る記載事項変更の届出を不要とすること等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【法律改正】（管理番号 336）） 【提案団体（関係府省庁）】 都城市（厚生労働省） 【提案の概要】 ①身体障害者手帳及び②精神障害者保健福祉手帳の所持者又は③自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）の支給認定を受けた障害者若しくは障害児の保護者が氏名又は住所変更を行った際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、都道府県知事等に対し市町村長等を経由しての当該手帳等の記載事項変更の届出が義務付けられていること等について、以下の措置を求める。 i 記載事項変更の届出を不要とすること。 ii 市町村長等から都道府県知事等への当該届出等の進達事務について、住基情報に基づき作成した名簿等による報告をもって行うよう運用を明確化すること。	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には障害児福祉手当及び特別障害者手当に係る記載事項変更の届出を不要とすること（特別児童扶養手当等の支給に関する法律【省令改正】（管理番号 337）） 【提案団体（関係府省庁）】 都城市（厚生労働省） 【提案の概要】 ①障害児福祉手当及び②特別障害者手当の受給者が、氏名又は住所変更を行った際、住民基本台帳法に基づく届出とは別に、支給機関に対し手当に係る記載事項変更の届出が義務付けられていることを不要とすることを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 ＜管理番号 334＞ 身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号。以下「施行令」という。）第 9 条第 2 項により、身体障害者手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、または同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、当該居住地を管轄する福祉事務所の長等を経由し、また、同条第 4 項により、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地を管轄する福祉事務所の長等を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならないと定められています。 今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」とこととするという要望であるとすれば、介護保険法における届出等と異なり、施行令に基づく届出先が都道府県知事であることを踏まえ、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。 また、障害者支援施設に入所したとき等は、施行令に基づく居住地変更の届出義務がないことから、その居住地が住民基本台帳法に基づいて届け出たものとは異なる可能性があるため、それも含めて検討を行いたいと考えております。 なお、ご承知のとおり、施行令に基づく届出の際には、身体障害者手帳を添えて届出ることとされており、同条第 5 項により、その届出があったときは、その福祉事務所の長等は、身体障害者手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならないと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。	＜管理番号 334～337 共通事項＞ ○住民基本台帳法に基づく届出により個別法の届出を省略することについて、国民健康保険、高齢者医療、介護保険、国民年金、児童手当といった制度でみられる、 <u>①住基法上の届出に一定の事項が付記されている場合、個別法の届出とみなす</u> <u>②行政機関が住基ネットを通じて住民基本台帳情報を参照することで、個別法に基づく氏名・住所変更の届出義務を免除する</u> といった手法等による実現を検討し、<u>具体的な方策及び今後のスケジュールを第 2 次回答で示していただきたい。</u> ○検討に当たっては、<u>住民基本台帳制度を所管する総務省等の関係府省と十分に調整していただきたい。</u> ＜管理番号 337＞ 第 1 次回答で言及のあった地方自治体の見解調

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
＜管理番号 335＞ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号。以下「施行令」という。）第 7 条第 2 項により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者は、氏名を変更したとき、又は同一の都道府県の区域内において居住地を移したときは、その居住地を管轄する市町村長を経由し、また、同条第 4 項により、他の都道府県の区域に居住地を移したときは、新居住地を管轄する市町村長を経由して、都道府県知事にその旨を届け出なければならないと定められています。 <u>今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」こととするという要望であるとすれば、介護保険法における届出等と異なり、施行令に基づく届出先が都道府県知事であることを踏まえ、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。</u> なお、ご承知のとおり、施行令に基づく<u>届出の際には、精神障害者保健福祉手帳を添えて届け出ることとされており、同条第 3 項によりその届出があったときは、その市町村長は、精神障害者保健福祉手帳にその旨を記載するとともに、その者に返還しなければならない</u>と定められております。また、同条第 5 項により、その届出があったときは、都道府県知事は旧居住地の都道府県知事にその旨を通知するとともに、<u>新居住地を管轄する市町村長を経由して旧居住地の都道府県知事が交付した精神障害者保健福祉手帳と引換えに、新たな精神障害者保健福祉手帳をその者に交付しなければならない</u>と定められていますので、<u>こちらの事務は引き続き対応が必要となります。</u> ＜管理番号 336＞ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号。以下「施行規則」という。）第 47 条により、自立支援医療の支給認定を受けた者等は、氏名や居住地等を変更したときは、市長村にその旨を届け出なければならない（精神通院医療に係る届出については、障害者等の居住地の市町村（障害者等の居住地が明らかでない場合はその障害者等の現在地の市町村）を経由して都道府県に行う）と定められています。 <u>今回の提案が、介護保険法で規定する被保険者の届出等と同様に、「住民基本台帳法の規定による届出があったときに同一の事由に基づく届出があったものとみなす」こととするという要望であるとすれば、精神通院医療においては、介護保険法における届出等と異なり、施行規則に基づく届出先が都道府県となることから、今後、関係省庁とも調整の上、検討を行いたいと考えております。</u>	査は速やかに実施し、当該調査結果を踏まえて、共通事項に記載した具体的な方策及び今後のスケジュールを第 2 次回答でお示しいただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
なお、ご承知のとおり、施行規則に基づく<u>届出の際には、医療受給者証を添えて届けることとされており</u>、また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 56 条第 4 項によりその<u>届出があったときは、その市町村等は、医療受給者証にその旨を記載するとともに、返還することと定められていますので、こちらの事務は引き続き対応が必要となります。</u> <管理番号 337> 障害児福祉手当及び特別障害者手当の氏名及び住所変更の手續について、<u>職権で対応する場合の課題や問題の有無などについて、各自治体の見解などを調査し、その結果を踏まえて検討してまいりたい。</u>	
特別児童扶養手当における記載事項変更の届出に係る都道府県への進達事務の明確化 （特別児童扶養手当等の支給に関する法律【省令改正】（管理番号 338）） 【提案団体（関係府省庁）】 都城市（厚生労働省） 【提案の概要】 特別児童扶養手当の受給者が、氏名又は住所変更を行った際、市町村長から都道府県知事への当該届出の進達事務について、住基情報に基づき作成した名簿等による報告をもって行うよう運用を明確化することを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 特別児童扶養手当の氏名及び住所変更の届書に係る市町村から都道府県への進達事務については、<u>他制度の事務手続などを確認した上で、対応を検討してまいりたい。</u>	○特別児童扶養手当受給資格者が氏名及び住所変更を行った際、職権による処理を可能とすることについては、厚生労働省より、令和 8 年度中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講じることが表明されている。 本提案は、上記変更届出の職権処理が可能となった場合における進達事務の効率化を求めるものであるため、職権処理の検討スケジュールと同様に、令和 8 年度中に結論を得て、その結果に基づき必要な措置を講じていただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
住民基本台帳法に基づき変更の届出を行った場合には教育・保育給付認定に係る届出事項変更の届出の一部を省略可能とすること（子ども・子育て支援法【省令改正】（管理番号 340）） 【提案団体（関係府省庁）】 都城市（こども家庭庁、総務省） 【提案の概要】 教育・保育給付認定保護者が同じ市町村内で住所変更を行った場合において、市町村が住民基本台帳ネットワークシステムを活用して当該変更を確認できたときは、変更届の提出を省略可能とすることを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 教育・保育給付認定保護者が居住地を変更した場合には、同一市町村内における変更であっても、市町村に対する届出書の提出を求めているところ、<u>市町村が、別途、当該変更を確認した場合について、市町村における事務手続の実態も踏まえつつ、変更届の提出を省略することについて検討してまいりたい。</u>	○市町村への調査実施などにより、事務手続の実態及び変更届の提出を省略することによる影響の有無を把握したうえで、提案の実現に向けた具体的な方策を検討し、第2次回答でお示しいただきたい。
4 所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び住宅耐震改修証明の廃止 （租税特別措置法【法律改正】（管理番号 276））	
【提案団体（関係府省庁）】 中核市市長会、茨木市（総務省、財務省、国土交通省） 【提案の概要】 所得税等の軽減措置の適用を受ける際の必要書類について、地方公共団体が発行する以下の証明書の廃止を求める。 ①住宅用家屋証明書 ②住宅耐震改修証明書 【関係府省庁からの第1次回答】 ① 長期優良住宅や低炭素住宅の認定申請は着工前に行う必要があり、認定通知書は、認定された計画通りに住宅が建てられたかどうかを証明するものではない。	<住宅用家屋証明書について> ○住宅用家屋証明書発行時は認定通知書を含む申

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
このため、<u>認定住宅等新築等特別税額控除においては、控除を受けようとする住宅が、認定された計画に沿って建てられたことを住宅用家屋証明書で確認する必要がある。</u> その上で、住宅用家屋証明書は、認定住宅の登録免許税の軽減措置を受けようとする際にも提出する書類であることから、<u>新築等特別税額控除を受けようとする場合には、登録免許税の軽減措置のために取得したものを活用する</u>ことを見込んでおり、原本の再発行を避けるために写しの提出も認めている。適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。 ② <u>住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。</u>耐震改修の補助を行った住宅に対してのみ住宅耐震改修証明書を発行している自治体もあるほか、<u>増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではない</u>と考える。	請書類を基に発行することとされている（昭和 59 年 5 月 22 日付け建設省通知（「住宅用家屋の所有権の保存登記等の登録免許税の税率の軽減措置に係る市町村長の証明事務の実施について」））。提案団体に確認したところ、現地調査も行っていない。また、認定された計画と異なる内容で建てられていることはほぼ想定されず、優良住宅であることの証明は認定通知書のみで足りると判断することはできるのではないかと。 ○仮に様式を残すにせよ、住宅用家屋証明書は、「登録免許税の軽減措置の申請のために取得したものを活用することを見込んでいる」との回答だが、登録免許税の手続（登記申請時）と所得税の手続（確定申告時）は時期が異なり、その間に証明書を紛失するなどして再発行を求められ、自治体の業務に負担が生じているということも提案の趣旨である。「適切な保管がなされていないことにより、所管行政庁に対して住宅用家屋証明書の再発行が依頼される事態に対しては、対応を検討してまいる。」ということだが、<u>登録免許税の軽減措置の申請のために登記所へ提出した当該証明書の情報を記録簿等に残し、確定申告時に活用する等、自治体の負担軽減に向けて具体的な対応を検討いただきたい。</u> <住宅耐震改修証明書について> ○「住宅耐震改修証明書の発行については、発行主体である自治体の裁量に委ねられている。」との回答であるが、居住地によって証明書の発行に係る取扱いが異なるという不公平が生じている。 また、「増改築等工事証明書による証明の場合は申請者に一定の費用負担が生じることも踏まえる

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	と、一律に自治体の証明事務を廃止することは適当ではない」との回答だが、耐震改修と同時に耐震とは無関係のリフォーム工事を実施している場合や、耐震改修の補助を行っていない場合など、地方公共団体が当該住宅の耐震工事に係る証明書の発行が困難なケースが存在している。 <u>工事の確認内容や判断基準、経費按分の考え方等証明書発行に係る確認方法や手順をより具体化して示すことで、発行に係る事務負担の軽減を検討いただきたい。</u>
5 被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化 (租税特別措置法【法律改正】(管理番号 R7-52))	
【提案団体（関係府省庁）】 福島市(財務省、国土交通省) 【提案の内容等】 被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。 令和 7 年に重点事項として議論され、令和 7 年対応方針において、「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例（35 条 3 項）については、以下のとおりとする。（略） ・当該確認書の発行事務については、申請者及び市区町村の事務負担を軽減する方向で、その在り方について検討し、令和 8 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされているもの。 【これまでの検討状況】 申請者や市区町村の事務負担軽減に向けて取り得る措置について検討。 【今後の予定】 引き続き検討を進め、令和 8 年中に結論を得る予定。	<被相続人居住用家屋等確認申請書の確認の在り方について> ○特別控除の申請者からすると、税務署と市区町村の二つの窓口それぞれ申請を行わなければならない負担が大きいことから、まずは、被相続人居住用家屋等確認申請書も含め<u>税務署へ窓口を一本化することを検討いただきたい。</u>あわせて、<u>税務署と市区町村の間の書類の申請状況の共有を通じた申請者における添付書類の簡素化</u>も検討をいただきたい。また、市区町村の実態を把握し課題を具体的に汲み取った上で、市区町村が確認書の発行等に負担感を持つ状況を改善する方策についても検討いただきたい。<u>令和 9 年度税制改正要望等の機会において検討を進めることを想定している旨、これまでに説明を受けていることから、早急に検討していただき、第 2 次回答及び第 2 次ヒアリングにおいて、その内容並びに、本件の実現に向けた今後の対応の方向性及びスケジュールをお示しいただきたい。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
6 法務局における相続登記の完了をもって農地法及び森林法に基づく届出がなされたとみなすこと (農地法、森林法【法律改正】(管理番号 23))	
【提案団体（関係府省庁）】 十津川村(法務省、農林水産省) 【提案の概要】 農地等及び森林の土地について、法務局における相続登記が完了した旨の市町村への通知（地方税法第 382 条）等をもって、農地法に基づく市町村農業委員会への権利取得の届出及び森林法に基づく所有者となった旨の市町村長への届出がなされたものとみなす規定を設けることを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 農地法第 3 条の 3 に基づく、農地の所有権等を相続等により取得した場合の農業委員会への届出は、農業委員会が許可等によっては把握できない農地についての権利移動があった場合においても、農業委員会が速やかにこれを知り、その機会をとらえて、農地の適正かつ効率的な利用のために必要な措置を講ずる必要があることから設けられており、届出者の情報等に加え、農地の権利設定のあつせん希望に関する記載を求めているところ。 また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、農地における所有実態を把握する観点から、<u>令和 5 年 9 月に農地法施行規則を改正し、届出人の国籍・在留資格等の記載についても求めているところ。</u> <u>御提案の相続登記の情報のみでは、現時点においては、農地の権利設定のあつせん希望や国籍等の情報を把握することはできないことから、相続登記の完了をもって本届出を代替することは困難</u>である。 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 7 の 2 に基づく森林の土地の所有者となった旨の届出（以下「本届出」という。）については、相続に限らず、売買等を含め森林の土地の所有権の移転全般を対象としており、同法に基づく諸制度を円滑に実施するため、市町村が森林の土地の所有者の実態を迅速に把握し、指導・助言等を行うことができるよう設けられているものである。このため、相続のみを対象として相続登記の完了をもって本届出がなされたとみなすことは、制度の対象や趣旨の関係で整合的ではなく、適当ではない。 また、本届出においては、近年の外国人等による土地取得への関心の高まりを踏まえ、森林における所有実態の把握の実効性を高める観点から、<u>令和 8 年 4 月より届出書の様</u>	○本提案の趣旨は、住民に同一情報を重ねて提出させる非効率を解消する点にある。<u>登記情報のみで届出を全て代替することに限らず、不足情報がある場合に別途簡易に情報を収集・取得できる仕組みを構築すれば、住民負担・自治体負担の軽減が可能なのではないか。</u>自治体の実情を十分に考慮したうえで検討いただきたい。 ○<u>不動産登記規則が改正され、所有権の移転登記等の際の申請情報に、新たに所有者となる者の国籍情報が追加される予定</u>となっており、制度を検討するうえで考慮すべきではないか。 ○「常時、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条に基づく登記所から市町村長への通知（登記済み通知）を確認する必要があるおそれがある」について、<u>提案団体においては、農地法・森林法に基づく必要な届出が未提出の事例が後を絶たず、当該通知を台帳と照合し、未届出者に対して個別に督促等を行っているのが現状であり、このような実情を考慮すべきではないか。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
式を見直し、届出人の国籍、森林の土地の用途等の記載を求めることとしたところである。しかしながら、<u>登記所から市町村長へ送付される登記済み通知においては、現時点ではこれらの情報は含まれておらず、現在の所有者が外国人である可能性が否定されない中で、相続登記や登記済み通知の情報のみでは、実効的な指導・助言等の実施に必要な情報を十分に把握することは困難</u>である。このため、登記情報をもって本届出を代替することは適当ではなく、実効的な制度運用の観点からも慎重な対応が必要である。 さらに、令和6年4月から義務化された相続登記は所有権の取得を知った日から3年以内の申請を義務付けるものであり、本届出の制度と比べて相当長期間の差がある。このため、登記の完了をもって本届出がなされたとみなす規定を設けた場合、森林の土地の所有者の実態把握が遅れ、森林の適正な管理や諸制度の運営に支障が生じるおそれがあることから、対応は困難である。 加えて、市町村職員にとっては、3年以内に相続登記が行われているかどうか、<u>常時、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条に基づく登記所から市町村長への通知（登記済み通知）を確認する必要がある</u>おそれがある。 また、<u>仮に期限内に相続登記が行われていなかった場合、所有者に対して本届出の督促を行えないまま、ただちに森林法の規定に違反した状態が生じるといった懸念</u>もある。 ただし、所有者の負担軽減に資するよう、本届出の期限は90日以内（森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条第1項）とされているところ、相続手続の実態や他制度との整合性等の観点から、管理番号177の提案も踏まえ、相続税の申告・納税期限と同様の10か月へ緩和することを検討してまいりたい。	
（2） 事務処理主体の変更（広域化、外部化等）	
7 特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化（特定商取引に関する法律【政令改正】（管理番号217））	
【提案団体（関係府省庁）】 兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県（消費者庁） 【提案の概要】 特定商取引に関する法律（※）に基づく消費者被害事案について、複数の都道府県の区域にまたがる事案については、国での対応を原則とするよう、国と都道府県の役割分担を明確化することを求める。	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
※ 特定商取引としては、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売等の7類型が規定されている。 【関係府省庁からの第1次回答】 特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）第68条は、都道府県が処理する事務として「この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。」と規定している。当該規定は、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日決定）に基づき、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、自治事務として導入されたものである。 これを受けて特定商取引に関する法律施行令第42条が都道府県が処理する事務として特商法が規定する行政処分について、当該都道府県の区域内における事業者に係るものは、都道府県知事が行うこととする（ただし、2以上の都道府県の区域にわたり取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。）と規定している。 平成11年の改正時に、<u>特商法の執行を都道府県が行うこととして、国による執行はそれを妨げないとした規定の形式は消費者被害への対応や実態にも即したものとなっている。</u>具体的には、 ①消費者相談は一般的に地元の消費者センターへの電話又は対面での相談によるものが多く、都道府県や市町村が一次的な相談窓口になるケースが多い。すなわち、消費者が日々接しその消費生活を営む場である<u>地方公共団体は、消費者に身近な行政機関として、地域住民からの相談、情報提供などによる被害情報等の迅速かつ被害情報を踏まえた情報把握が可能である。</u> ②特商法は、7つの行為類型で規制を設けているが、例えば訪問販売や訪問購入、エステなどの特定継続的役務提供などを行う事業者には小規模事業者も多く、これらの事業者は<u>複数県に商圏がまたがっていたとしても基本的には限られた地域で事業展開を行っていることが多い。</u> ③<u>複数県にわたる事案であっても、都道府県ごとに異なるビジネス実態・被害実態が存在する。</u>このようなケースについては、全国一律の処分を国が行うのではなく、例えば、関連する各都道府県が合同で調査を実施し、共同でそれぞれ業務停止命令期間に差異を設けて処分を行うことが被害実態に合致する。	○第1次ヒアリングでは、国と都道府県のコミュニケーションや連携を強化する必要性が示されたが、広域事案への迅速かつ効果的な対応のためには、<u>単にコミュニケーション等を強化するのみでは十分でない。第34次地方制度調査会では、「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が審議されていることを踏まえ、広域事案における国の役割を明確化する必要があるのではない</u>か。 ○事業者の営業形態、被害の発生状況や今後の拡大可能性、事案の複雑性などを踏まえ、<u>どのような事案に国が対応すべきかについて、具体的事案が発生した場合に適用し得る具体的なメルクマールを策定し、国及び都道府県間で共有する必要があるのではない</u>か。 また、その策定に当たっては、<u>都道府県の意見を十分に聴取し、地方の実情を踏まえたものとすべきではない</u>か。 ○<u>国と都道府県の役割分担の整理に加え、都道府県から共同調査・共同処分の要請があった際の手順など、国と都道府県の連携に係るルール作りが法令への明示を含め必要ではない</u>か。 ○上記については、<u>第2次回答及び第2次ヒアリングにおいて、検討結果及び今後の対応の方向性について回答いただきたい。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
こうした考え方の下、現在も各都道府県は自治事務として特商法の執行を行い、2023 年度 37 件、2024 年度 47 件、2025 年度 38 件の行政処分が都道府県により行われている。 一方で、<u>国としても</u>、平成 29 年の消費者委員会からの「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、国が積極的に対処すべきという提言も踏まえ、広域性の高い事案に対処してきている。各事案の実情を踏まえ、<u>地域性の高い行為類型である訪問販売であっても、6 県程度の広域性のものから広く 20 県以上に及ぶようなものまで様々な事案に応じて対処しているところである。</u> また、提案者が指摘する<u>都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できないという課題については、必要に応じて全国に行政処分の効果が及ぶ国と共同処分を効果的に行うことで回避できると考える</u>（実際、国と都道府県、都道府県同士による共同執行の事例は認められ、2016 年度以降直近 10 年度で、新型コロナウイルスによる調査への影響などが考えられた 2021 年度を除いて、毎年度 1 件以上行われている。）。 <u>単県で執行を行うか、複数県で執行を行うか、国とともに執行を行うかについては、事案に応じて柔軟に対応する必要がある、そのために日ごろから都道府県と十分に連携を行うことが重要である。</u>消費者被害の実態が多様化、複雑化していることも踏まえ、今後とも、国としても都道府県との連携を更に強化すべく、必要な連携体制の在り方の検討も含め、より一層連携強化を図り、全体として特商法の取り締まりの実績を挙げて参りたい。	
8 市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化	
・<u>市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化</u>（国民年金法【法律改正】（管理番号 166）） 【提案団体（関係府省庁）】 郡山市（厚生労働省） ・<u>障害年金事務の日本年金機構への一元化等</u>（国民年金法【法律改正】（管理番号 346）） 【提案団体（関係府省庁）】 都城市（厚生労働省）	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
【提案の概要】 市区町村では法定受託事務として、障害年金を含む国民年金に関する各種事務手続の一部（資格取得・喪失等の届出受付、免除等の申請受付等）を行っているが、当該事務を日本年金機構へ一元化すること等を求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 <管理番号 166> 国民年金第 1 号被保険者に係る資格関係の届出等は、退職後の国民健康保険への切り替えや、来日された外国人の転入届など、<u>関連する手続と一体的な対応を行えることや、市区町村窓口で保有する所得情報や生活保護受給情報等の情報を確認することで、免除申請や法定免除の届出の円滑な手続につながる</u>などの相乗効果が期待できること、全国 1,741 の自治体数に対し 312 という年金事務所の数を考えると、<u>住民の住所地に近い市区町村で手続等ができることは、住民の利便性等に資するため、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。</u> また、障害年金については、障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある<u>身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続ができることは住民にとって利便性が高い</u>と考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい。 なお、市区町村の法定受託事務については、平成 11 年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、<u>平成 20 年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要がある</u>ことから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。 一方、国民年金業務に携わる市区町村職員の事務の効率化や負担軽減を図ることは重要であると考えており、窓口の体制支援等として、「市区町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」の厚生労働省 HP への掲載や、年金機構による国民年金事務担当者向けの研修の実施、市町村において納付記録が確認できるよう可搬型窓口装置の貸与、市区町村向け情報誌「かけはし」による情報提供、電子申請の利用の促進や整備等を実施している。 窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。 <管理番号 346>	○年金種別によって年金事務所と市区町村で受付窓口が分かれているため、住民にとって非常に分かりづらいこと、また、市区町村に相談があっても対応できないケースがあることなどにより、窓口では混乱が生じ、<u>住民・市区町村職員の双方にとって非効率となっている。</u> ○<u>オンラインで申請可能な手続が増えており、市区町村での窓口対応の必要性が低下</u>してきていること、また、<u>マイナンバー情報連携により、必要な情報は日本年金機構で取得することが可能</u>であることから、市区町村の窓口の優位性もなくなっている。 ○<u>年金届出に係る事務の専門性、複雑性がある中で、各種年金保険関係の担当職員数が減少する市区町村では、持続可能かつ最適な形での行政サービスの提供が課題</u>となっている。 ○以上のことから、<u>市区町村で実施している国民年金に関する各種事務手続について、市区町村へのサポートに止まらず、日本年金機構でできる業務については日本年金機構で担うことを検討されたい。</u> ○「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
障害年金については障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある<u>身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続きができることは住民にとって利便性が高い</u>と考えている。このため、障害年金事務を年金機構で一元化することは、全国 1,741 の自治体数に対し 312 という年金事務所の数を考えると、障害をお持ちの方にとって遠方まで相談に行かなくてはならない場合もあり、住民の利便性等を鑑みると、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。また、障害基礎年金の請求後に提出書類に不備があった場合は、これまでの相談の事績を把握している窓口で対応いただく方が住民の方にとっても安心感につながることから、受付時に記載内容や添付書類を確認していただいた市区町村へ返戻し、不備等について住民の方への対応をお願いしている。 なお、市町村の法定受託事務については、平成 11 年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、<u>平成 20 年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要がある</u>ことから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。 厚生労働省及び年金機構では、市区町村において障害基礎年金の請求書受付事務を円滑に実施していただくために、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料（「障害基礎年金お手続きガイド」や「障害基礎年金ハンドブック」など）を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省 HP 上で掲載するとともに、市区町村向け情報誌「かけはし」において、窓口事務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載するなどの支援を行っている。 また、YouTube 厚生労働省チャンネル、年金機構 HP にてポイントや注意点を交えながら、障害基礎年金請求書の書き方を紹介した動画を掲載しているほか、年金機構では、初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応するため、「市区町村専用ヘルプデスク」を設置している。更に年金機構から障害基礎年金請求書の返戻を行った事例について返戻理由と解説をまとめた返戻事例集及び照会件数の多い事例を中心とした Q & A を作成し市区町村へ配布しており、昨年度は Q & A の事例を追加するなど、<u>市区町村窓口で相談対応を行っている職員の方をサポートするよう取り組んでいる</u>。 窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。	計画」（平成 20 年 7 月 29 日閣議決定）では、「本基本計画で示した機構の必要人員数は、あくまで現時点においてある程度具体的に見通せるものについて整理したものであり、もとより将来にわたって固定化されるものではない」とされていることを踏まえ、<u>職員数を増やすことは可能ではないか</u>。 ○オンライン申請率について、具体的な目標値を設定し、添付書類の原本提出を止める等により抜本的かつ迅速に向上させるとともに、現在離島で実施されているオンラインでの相談対応について、スピード感をもって全国展開を進めるなど、<u>具体的かつ抜本的な改善案を検討</u>いただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
9 国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直し (森林法【法律改正】(管理番号 87))	
【提案団体（関係府省庁）】 群馬県、新潟県（農林水産省） 【提案の概要】 国有林野における保安林について、代替施設の設置により保安林指定を解除する際の手続に際し、都道府県は審査等権限を有しないことから、現行では都道府県知事が実施している、森林法第 30 条の規定による保安林指定解除の告示等の事務並びに同法第 34 条第 2 項の規定に基づく保安林内作業許可及び代替施設の設置確認を、国において実施するよう実施主体の見直しを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）（以下「法」という）に基づく保安林制度は、水源の涵養や災害の防備等の公共の目的を達成するために特に重要な森林を指定し、保全・管理を行うものである。これらの事務は、<u>地方分権推進計画（平成 10 年 5 月 29 日閣議決定）に基づき、指定・解除については国土保全上又は国民経済上特に重要な流域内の民有林や国有林にあっては農林水産大臣、それ以外の民有林にあっては都道府県知事が行うこととされ、指定・解除以外の保安林の保全・管理事務は例外なく、都道府県知事が行うこととされたものである。</u> 御提案の、国有林野に係る、法第 30 条に規定する保安林の指定又は解除に係る都道府県知事の告示及び法第 34 条第 2 項に規定する保安林における土地の形質変更等の許可（以下「作業許可」という）は、<u>国民の利便性や事務の効率化の観点から保安林の所有形態にかかわらず都道府県知事が一貫して実施することとしたものであるから、国有林野の保安林の事務だけを国の事務とすることは行政事務の効率化に逆行するものである。</u> また、実務面においても、保安林の指定・解除の告示は、その内容を<u>地域の不特定多数の利害関係者に周知するものであるから、指定・解除に係る国有林野の存する都道府県の事務所に掲示等することが必要</u>である。 代替施設の設置等は、作業許可に当たって、法第 34 条第 6 項に基づく条件として付されたものであり、<u>許可権者である都道府県知事がその設置等の確認を行うことが適当</u>である。 ただし、国有林野の貸付け等を受けて代替施設の設置等をする場合には、<u>国の職員が</u>	<制度の趣旨との関係について> ○平成 10 年の地方分権推進計画以降、急速に進む人口減少を背景として、地方自治体における人員体制の持続可能性に大きな課題が生じている中で、今回の提案が提出されたものであり、地方行政の現状を踏まえて今日的に適切な事務分担の議論をしようとするものであるため、状況が異なる。 本提案で見直しを求めているのは林野庁において管理経営される国有林野の保安林に限定したものであり、現行制度では、保安林内での作業等に係る手続の中で告示、保安林内作業許可、代替施設設置確認のみを都道府県が負担しているものである。当該林野の管理主体が国であることから、国有林野においては手続を一貫して管理主体である国が行う形に見直すべきではないか。 ○国有林野の保安林における当該手続は全国で一年に 1～2 件であり、個々の都道府県においては数年おきに生じるものであるが、通常、国有林野へ立ち入らない都道府県においては、発生した際の

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
<u>貸付地等の点検や実地調査を実施していることから、この調査結果等を都道府県の代替施設の設置等の確認に活用してもらうなど、都道府県の事務の一層の軽減に努めてまいりたい。</u>	<u>職員への負担が大きい事務である。一方で、国有林野の管理経営を所管している林野庁においては、件数も少なく大きな負担とならないと考えられることから、法定受託事務として都道府県が分担する必要性は低く、むしろ林野庁の直轄事務として見直すべきではないか。</u> ＜一次回答で示された懸念について＞ ○事務の効率化の観点から、保安林内作業許可について保安林の保有形態にかかわらず都道府県が一貫して実施することとしたとのことだが、現行の制度において、国有林野については林野庁が日頃から管理経営を行っており、保安林の指定・解除について裁量のない国有林野に係る事務が都道府県に生じていることにより、都道府県における事務負担が支障として挙げられている。また、近年の人手不足という時代背景に鑑みても、都道府県の現場への負担が年々大きくなっていることも考慮すべきである。このことから、行政事務の効率化の面では、むしろ現行体制における負担を解消するため、国有林野においては一貫して権限を有する国が事務の実施主体となるよう制度を見直すべきではないか。 ○国民の利便性に対する言及があったが、本提案においては、<u>都道府県知事あての保安林内作業許可に係る手続と、森林管理局長あての国有林野の貸与等に関する手続が併存</u>しており、国有林野に関して事業者が異なる窓口において手続する必要が生じていることが、支障として挙げられている。<u>手続先を森林管理局長あてに統一することで、国民の利便性に資するよう制度を見直すべきではないか。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	○地域の不特定多数の利害関係者への周知として都道府県事務所における掲示が必要とのことだが、保安林の指定解除予定に限り都道府県において掲示を行う必要性は低いと史料する。ホームページ等への掲載による告示であれば、国からの告示であっても不特定の利害関係者に広く周知することが可能であるため、事務分担の在り方と合わせて、告示の方法を見直すことも必要ではないか。 ○代替施設の設置等に係る確認について、法第 34 条第 6 項に基づき保安林内作業許可に条件として付されたものとのことだが、許可権者を国とすることで、当該事務についても国において実施することが適当となる。併せて見直すべきではないか。 ＜見直しの方向性について＞ ○特に代替施設の設置確認や保安林内作業許可の事務手続については、都道府県から不満や疑問の声が上がっているところであり、地方行政の合理化の観点から早急に見直しを図っていただきたい。<u>改めて事務主体の見直しについて検討いただきたい。</u> ○その際、例えば必要に応じた意向調査や意見照会の実施等も含め、検討の方針や工程を早期に定め、<u>2 次ヒアリングにおいては、調査等の結果を取りまとめた上で本提案への対応の方向性を報告いただくなど、期間を定めて具体的な対応を検討いただきたい。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
10 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加 (鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律【法律改正】 (管理番号 162))	
【提案団体 (関係府省庁)】 山形市(農林水産省、環境省) 【提案の概要】 鳥獣被害対策について、野生鳥獣の生態や柵の設置技術などの専門的な知識・経験が必要となるが、市町村において専門人材の確保が困難となっているため、以下の措置を求める。 ①都道府県が専門人材を確保し広域的に指導・研修等を実施する。 ②市町村が策定できるとされている被害防止計画について、鳥獣の保護管理を実施する都道府県が当該計画を策定し、鳥獣の捕獲等を行う。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 <u>現在、いかなる法令においても、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関する指導や研修等を実施することをとどめていない。</u> 実施については、各都道府県の判断となるため、所在する都道府県に相談願いたい。 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律においては、<u>鳥獣被害防止計画は、市町村が作成することができるものとしており、作成が義務ではなく、また、都道府県が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき作成することができる第二種特定鳥獣管理計画 (以下、「特定計画」という。) においては、都道府県域での被害防除の取組を記載することとされているが、都道府県は特定計画を作成等するときは、関係地方公共団体と協議しなければならないこととされており、同協議に基づき、市町村域での被害防除対策を、県が作成する特定計画に記載し、県が実施することは現行法制度においても可能である。</u> なお、市町村が鳥獣被害防止計画を作成しない場合にあっては、鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害防止計画に基づく取組に対する支援を行っている性質上、交付を受けることができなくなることを御了知願う。	○提案団体によると、都道府県が実施する枠組みはあるものの、都道府県による取組が十分に行われておらず、専門職員などのリソースが乏しい市町村が対応に苦慮している現状がある。<u>枠組みを作るだけではなく、都道府県と市町村の間で適切かつ持続可能な役割分担がなされるための取組が必要ではないか。</u> ○現に都道府県の関与が弱く、市町村が対応に苦慮している ・ モニタリング調査や捕獲目標数の設定 ・ 将来的な担い手の育成・確保 ・ 集落における被害防止対策の指導 については、<u>都道府県が広域的かつ主体的に実施するスキームを作る必要があるのではないか。</u> ○第 34 次地方制度調査会では、<u>持続可能かつ最適な形で行政サービス提供の観点から、「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が審議</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	されている。また、令和 8 年の改正において、介護保険法及び障害者総合支援法では人材確保を、下水道法では区域内の連携推進を都道府県の役割として明確化する法改正が行われた。 上記のような役割分担の見直しの議論が進む中、<u>鳥獣被害防止対策についても、都道府県の広域的かつ主体的な役割を法律上明確化する等、制度上の見直しも検討すべきではないか。</u>
11 地域インフラ群再生戦略マネジメントにおける特例一部事務組合の活用 (補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律【制度の明確化】(管理番号 48))	
【提案団体（関係府省庁）】 貝塚市、泉南市(総務省、国土交通省) 【提案の概要】 国土交通省が推進する地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）について、広域連携を適用するに当たり、以下の事項の明確化を求める。 ①群マネにおける広域連携として、地方自治法第 287 条の 2 に基づく特例一部事務組合が活用できること ②当該組合の管理者が自律的に予算執行できる範囲・手続 ③当該組合が「社会資本整備総合交付金交付要綱」及び「国土交通省所管補助金等交付規則」を根拠とする補助金等の交付対象であること 【関係府省庁からの第 1 次回答】 一部事務組合（<u>特例一部事務組合</u>を含む）の群マネへの適用については、「<u>手引き</u>」において明示している。 なお、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「同法」という。）第 287 条の 2 に規定される特例一部事務組合は、議会がない一部事務組合ではなく、通常の一部事務組合と同様に議会の設置を必要とするものであるから、<u>当該一部事務組合の管理者のみで意思決定をできるものではなく、通常の一部事務組合と同様の取扱いとなるため、提案団体においては事実誤認がある。</u> 特例一部事務組合は、同法第 1 条の 3、第 284 条第 1 項及び第 287 条の 2 第 2 項の規定に基づき、地方公共団体であるといえる。したがって、<u>特例一部事務組合は、社会資</u>	<群マネの適用対象の明確化について> ○第 1 次回答において、特例一部事務組合が群マネに適用できること、社会資本整備総合交付金交付要綱を根拠とする補助金等の交付対象であり、予算執行できることといった提案団体が求める内容については可能であると理解したため、今後、手引き等においてこれらについて明示いただきたい。また、これらの措置の具体的なスケジュールについてもお示しいただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
本整備総合交付金交付要綱第 4 に規定する交付対象である「地方公共団体等」に該当するところ、<u>当然に交付対象になると考えられる。</u>	
12 市町村税の賦課徴収に係る事務処理を都道府県が行うことを可能とすること (地方税法【法律改正】(管理番号 293))	
【提案団体（関係府省庁）】 千葉県、成田市(総務省) 【提案の概要】 都道府県及び市町村による法定外税（宿泊税）の賦課徴収について、市町村の事務負担（職員の確保、税務システムの改修等）の軽減を図るため、都道府県が市町村税について併せて賦課徴収することが可能となるよう、都道府県が市町村税の賦課徴収に関する事務を処理できる規定を設けることを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 現行地方税法は、道府県と市町村相互間においては、地方自治の原則に立ち還り、賦課徴収に関する責任の帰属を明確にしようとする意図から、<u>独立税主義に立つ建前であるとされている。</u> その上で、<u>市町村から道府県への事務委託については、道府県から市町村への事務委託と異なり、道府県の区域が市町村の区域を包含しているため、市町村税の「賦課徴収」に関する事務を道府県に委託した場合、市町村税の課税権をほぼ放棄し、全面的に道府県に依存するということを許容するようなものであるため、消極に解するものと考えている。</u>	○現行地方税法では、道府県と市町村が対等、独立であることを前提としつつ、<u>税務行政に関する協力体制の一環として、一定の場合に道府県税の賦課徴収を市町村が処理することができる規定（第 20 条の 3）や個人道府県民税の賦課徴収を個人市町村民税と併せて行うものとする規定（第 41 条）が設けられている。</u>市町村税の賦課徴収を道府県が行うことについても同様の規定を設けることが可能ではないか。 ○「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」（令和 7 年 6 月）において、<u>「市町村と都道府県の間、あるいは国との間で事務の内容の共通性が高い場合には、都道府県や国による支援、あるいは、都道府県・国が直接の事務処理を行うこ</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	ととすることも含め、<u>事務処理方法の見直しについて検討することが必要</u>」とされ、第 34 次地方制度調査会においても国・都道府県・市町村間の役割分担のあり方について調査審議が行われていることから、<u>本提案の実現について積極的に検討すべき</u>ではないか。
13 マイナンバーカード発行事務の広域化等	
・マイナンバーカードセンターの設置（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【法律改正】（管理番号 1）） 【提案団体（関係府省庁）】 白山市（総務省） 【提案の概要】 市町村が行うこととされているマイナンバーカードや電子証明書の発行、更新に係る事務を都道府県の事務に見直すとともに、自動車運転免許証の発行や更新に係る事務を行う運転免許センターと同様に、各都道府県にマイナンバーカードの発行や更新を行うマイナンバーカードセンターを設置することを求める。 ・マイナンバーカードの券面変更等の手続に係る実施主体に居所の都道府県を加えること（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【法律改正】（管理番号 142）） 【提案団体（関係府省庁）】 川口市（総務省） 【提案の概要】 住所地の市町村が行うこととされているマイナンバーカードの券面変更や電子証明書の発行等に係る申請手続について、住所地の市町村に限らず、居所の都道府県でも申	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
請可能とすることを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 (管理番号1及び管理番号142は同一の回答) マイナンバーカードは、住民基本台帳を公証基盤とし、その<u>住民基本台帳を管理・整備する住所地市区町村長がそれぞれの住民に対し、券面に記載されている氏名等の4情報と住民基本台帳に記載されている内容の一致を確認した上で、厳格な本人確認を実施</u>することで、カードの交付を受ける者が住民基本台帳に記載されている者本人であることを公証するものであり、また転出入等の際においてはマイナンバーカードの券面記載事項変更等の手続きが併せて必要となることから、<u>住民基本台帳事務と密接不可分な業務であるため、市区町村において実施する事務と位置づけられている</u>ところです。 他方で、運転免許証は、運転免許情報を管理する主体が各都道府県警察であることから、都道府県において免許証更新事務を実施しているところ、県下の<u>市区町村の住民基本台帳を管理する立場にない都道府県にマイナンバーカード交付事務を実施させることは困難である</u>と考えております。 なお、「第66回地方分権改革有識者会議・第186回提案募集検討専門部会合同会議」において、山下議員から、<u>都道府県等の住所地市区町村以外の主体が携わることは「経営の視点で見ればオペレーションの複雑化によるコスト・負担増が懸念される」とのご意見をいただいているところ、総務省としても同様の懸念を持っており、マイナンバーカード交付事務全体の効率化の観点から考慮する必要がある</u>と考えております。 他方、<u>市区町村のカード交付に係る事務負担軽減は重要</u>と考えており、総務省においては、昨年度開催した「デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等のあり方に関するワーキンググループ」において様々な検討を行い、特に<u>マイナンバーカードの交付前設定業務（券面等の情報と住基の情報との照合作業等）については、国及び地方公共団体が共同して運営する法人である、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において、自治体側での対応が必要な作業を除き、集約的に処理を行うこと等の検討を進めている</u>ところです。引き続き、マイナンバーカード交付事務のうち、一括で処理が可能な事務については、J-LISに事務を集約化すること等により、市区町村におけるマイナンバーカード交付事務の負担軽減に努めてまいりたいと考えております。	<都道府県による本人確認の実施について> ○都道府県は、現にパスポート発給事務において、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍電子証明書により本人確認を行っており、マイナンバーカードの交付事務においても、<u>住民基本台帳ネットワークシステムで氏名等の4情報を参照することにより、都道府県が本人確認を実施することは可能</u>ではないか。 <マイナンバーカード事務の実施主体について> ○<u>マイナンバーカードの交付や更新を行う主体と住民基本台帳事務の管理の主体が同一である必要性は必ずしも明らかではなく、都道府県にマイナンバーカードの交付や更新の事務を実施させることは可能ではないか。</u> ○管理番号1は、マイナンバーカード事務の実施主体を市町村から都道府県に見直すことを求める提案であり、事務の集約により効率性は増すのではないか。 第34次地方制度調査会においても、人口減少により深刻化する人材の不足に対応し、都道府県・市町村の役割分担の在り方について調査審議を行っているところである。こうした状況を踏まえ、<u>マイナンバーカード事務が立ち行かない市町村において、都道府県を実施主体とすることを含め、抜本的な見直しを検討いただきたい。</u> <住所地から離れて居住している場合の対応について（管理番号142関係）>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	○管理番号 142 は、親の介護等を理由として住所地から離れて居住している場合、申請者は、住所地の市町村へ来庁するに当たり、長距離移動に係る費用負担や相当の時間を要すること、市町村職員においても、こうした負担を伴う来庁が必要である旨を申請者に説明しなければならず、<u>住民及び市町村の双方に負担</u>が生じていることが支障として挙げられている。これらの支障を解消する観点から、<u>居所地の都道府県においても申請を可能とすることについて検討</u>すべきではないか。
14 地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」について、中核市未満に対する計画策定の努力義務を廃止し、都道府県を計画策定・取組実施の主体とすること （地球温暖化対策の推進に関する法律【法律改正】（管理番号 14））	
【提案団体（関係府省庁）】 玉野市（環境省） 【提案の概要】 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」について、一般市及び町村の策定が努力義務とされているところ、当該努力義務を廃止し、都道府県が区域の計画の策定及び記載事項に係る取組を実施することを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 <u>地球温暖化対策の推進には、様々な主体が、その役割分担を認識した上で相互に密接に連携して対策を推進することが重要。</u> <u>地方公共団体は、温暖化対策推進法第4条第1項に基づき、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進する責務がある。</u>その中で、<u>地方公共団体が地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）を策定し、地域全体の削減目標や実施すべき取組を整理することは、地方公共団体が脱炭素施策を推進する上での基礎となるもの。</u>地球温暖化による影響が年々顕在化してきていることに鑑みると、地球温暖化対策を進めることの切迫性は一層高まっており、<u>政府としても、令和7年2月に地球温暖化対策計画を閣議決定し、2050年ネット・ゼロ及び2030年度の削減目標に加えて、2035年度、2040年度において、温室効果ガス</u>	○小規模市町村においては、<u>専門的な知見を持つ職員の不足や財政面での課題があることから、計画の策定及び計画に記載されている施策の実施（以下「計画策定等」という。）が難しいとの声が上がっている。</u> ○また、地球温暖化対策については、市町村圏域を超えて取り組む必要がある。<u>都道府県が広域自治体として、産業施策を講じる中で築いてきた中小企業等とのつながりを活かし、また、都市政策や広</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
を 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減するという目標を新たに定めるなど、<u>地球温暖化対策の更なる強化を図ることとしている</u>。以上の状況を踏まえると、<u>現時点で本努力義務規定を緩和することは困難</u>と考える。 一方で、提案者等からのコメントにもあるとおり、<u>小規模自治体を始めとして、実行計画の策定及び同計画に基づく施策の実行にあたり、専門的な知見を持つ職員の不足や純粋なマンパワーの不足等からの課題があることは承知</u>している。環境省において実施した、令和 7 年度地域脱炭素の推進に関する状況調査の結果でも、人口が少なくなるほど、人員不足を課題と答えた自治体の割合が多くなっている。このため、環境省では、地方公共団体の負担を軽減するため、<u>実行計画の策定や実施に当たっての留意点や好事例等を簡潔に示したマニュアルや、各地方公共団体の温室効果ガスの排出量の推計値等をまとめた「自治体排出量カルテ」等のツールによる情報提供を行っている</u>。さらに、人材支援の観点から、今年度より<u>自治体向けの全国相談窓口を設定</u>し、脱炭素の推進に関しきめ細やかに相談に応じる窓口を設定しているほか、<u>自治体に対して専門的な知見を持つアドバイザー（脱炭素まちづくりアドバイザー）を無償で派遣する支援等も実施</u>している。 加えて、提案の背景や提案実現の効果として提案者等より指摘されている事項に関し、<u>温暖化対策推進法第 21 条第 10 項において、市町村はその実行計画の策定に当たって都道府県の実行計画及び他の市町村の実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならないとされており、都道府県と市町村が緊密に連携した上で施策を推進することが必要</u>と考えている。また、温暖化対策推進法上、実行計画は都道府県及び市区町村が単独で又は共同して策定することとされており（同法第 21 条第 1 項）、<u>共同作成を行うことも可能</u>。環境省としても、都道府県と管内市区町村等が共同・連携した具体的な脱炭素施策の検討・実施への支援等を実施するなど、<u>都道府県と管内市区町村における一体的な脱炭素施策を推進</u>している。 さらに、政策の効率的かつ統合的な推進に向けて、「環境法令に基づく計画等の一体策定及び共同策定について（通知）」（令和 5 年環政総発第 2303175 号）に基づき、<u>実行計画について、関連する複数の計画との一体策定も可能</u>としているところ。 環境省としては、こうした支援を通じて、小規模自治体を始めとする地方公共団体の実行計画の策定及び具体的な施策の実施を推進してまいらる。	域交通などの政策分野において、広域的な調整を行うことによって、<u>地域全体の脱炭素化の取組をする方が、より実効的な施策実施に繋がるのではないか</u>。 ○以上のことから、現場の実態を踏まえると、<u>小規模市町村において計画策定等の努力義務を廃止するべきではないか</u>。 ○小規模市町村に対する事務負担軽減策については引き続き取り組んでいただきたいが、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変化しており、第 34 次地方制度調査会において、「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方が議論されていることも踏まえ、小規模市町村における計画策定事務等について、<u>都道府県と市町村の役割分担という観点から解決策を検討いただきたい</u>。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
15 二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直し	
・二級建築士及び木造建築士試験を国の指定試験機関に行わせ、都道府県建築士審査会による審査等を不要とすること（建築士法【法律改正】（管理番号 120）） 【提案団体（関係府省庁）】 静岡県（国土交通省） ・建築士試験の合格基準等の一体的な検討・決定（建築士法【法律改正】（管理番号 223）） 【提案団体（関係府省庁）】 兵庫県、芦屋市、香美町（国土交通省） 【提案の概要】 二級建築士及び木造建築士試験について、都道府県が「国が指定した指定試験機関」に試験事務を行わせることを可能とするとともに、国の中央建築士審査会（※）が合否判定基準の審査を行うこととする（都道府県建築士審査会による審査を不要とする）こと等を求める。 ※一級建築士試験における合否判定基準の審査を実施している。 【関係府省庁からの第1次回答】 <u>地域で業務を担うことの多い二級建築士及び木造建築士</u>は、通例その免許を受けた都道府県内などの域内で地場の住宅等の設計を行うなどの業務に従事することが多いことから、<u>都道府県がその地域の実情に応じて試験問題の作成に係る基本方針の検討や合格基準の決定等を行うことができるような制度となっている。</u> これらの事務は地域の建築行政を支える担い手である二級建築士及び木造建築士の確保の観点から重要であり、<u>国が画一的に行うべきではないという考え方は従前と変更しない。</u> また、二級建築士及び木造建築士の免許権者は都道府県知事であり、<u>試験や登録、監督処分といった一連の事務のうち、合格基準の決定だけを切り離して、国が行うことは適当ではなく、合理的でもない</u>と考える。 一方、<u>都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担</u>については、今後提案団体からヒ	○全国 47 都道府県が同一の指定試験機関を指定しており、試験問題や合格基準も全国一律である実態と制度趣旨の間に乖離が生じており、<u>実態に即して制度を見直すべき</u>ではないか。 ○第2次ヒアリングまでに、地方公共団体へのヒアリング等を実施した上で、①本提案で求める措置のほか、併せて、②合格基準の決定等に関する事務の指定試験機関への委託、③都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担の軽減方策についても検討し、その結果をお示しいただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
アリング等を実施し、負担軽減の方策について検討してまいりたい。	○上記②については、従前の整理にとらわれず、第 1 次ヒアリングにおいて言及のあった、予め都道府県建築士審査会が合格基準等の考え方を議論し、これに基づき指定試験機関が具体の合格基準を決定するといった案についても積極的に検討されたい。
16 介護認定調査の法人委託先の拡大	
(介護保険法【法律改正】(管理番号 15)) 【提案団体（関係府省庁）】 湯梨浜町(厚生労働省) 【提案の概要】 市区町村が実施する介護認定調査のうち、新規申請については都道府県が指定する指定市町村事務受託法人に限って委託できるとされているが、国民健康保険団体連合会（国保連）に新規申請分も含めた認定調査を委託することが可能となるよう、以下のいずれかの措置を求める。 ①指定市町村事務受託法人として、国保連を都道府県が指定できることを明示すること ②国保連が当該法人と同等の事務を実施できる旨を介護保険法に明記すること 【関係府省庁からの第 1 次回答】 指定市町村事務受託法人の指定の要件として、要介護認定調査事務については、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 34 条の 2 第 2 項において「要介護認定調査事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって要介護認定調査事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」等と規定しており、指定市町村事務受託法人の事業の基準については、同施行規則第 34 条の 7 において「要介護認定調査事務に係る指定市町村事務受託法人は、要介護認定調査事務を遂行するために必要な数以上の介護支援専門員を有していなければならない」と規定している。 また、指定市町村事務受託法人については、法令上、特定の団体が一律に指定を受けられないとする規定はなく、上記法令上の要件を満たせば、国民健康保険団体連合会が	
○現行制度で対応可能であるならば、その旨を明確化し、<u>通知等により十分な周知をしていただきたい。</u> ○「受託する事務に係る費用負担の在り方や国民健康保険団体連合会における体制確保を含む実務上の課題にも留意する必要がある」とのことだが、<u>希望する国民健康保険団体連合会が指定市町村事務受託法人の指定を受けることができるようにされたい。</u>	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
指定市町村事務受託法人となることが可能であるが、受託する事務に係る費用負担の在り方や国民健康保険団体連合会における体制の確保を含む実務上の課題にも留意する必要があるものと考えている。	
17 後期高齢者医療制度の一部負担金徴収猶予及び保険料徴収猶予に係る決定権限の市町村への移譲 (高齢者の医療の確保に関する法律【法律改正】 (管理番号 255))	
【提案団体（関係府省庁）】 横浜市(厚生労働省) 【提案の概要】 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく後期高齢者医療制度の被保険者が、医療機関で支払う一部負担金や納付する保険料について、災害その他の特別の事情があり支払いが困難な被保険者に対し徴収を猶予する決定権限を、後期高齢者医療広域連合から市町村へ移譲することを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 後期高齢者医療制度は高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条に基づき、後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）と市町村がそれぞれ事務を分担して行っているところ、<u>市町村は、保険料の徴収の事務や一部の申請等の受付などの窓口の事務を処理し、それ以外の事務は、保険者機能を有する広域連合で処理をしているため、一部負担金徴収猶予等の決定といった窓口等の事務とは性質の異なる権限を広域連合から市町村へ移譲することは困難</u>であるが、事務処理の負担軽減の観点からどのようなことができるかについては検討してまいりたい。	○徴収猶予の決定は広域連合が行わなければならないが、決定に必要な情報は市町村の担当部局が有しており、その調整に時間を有していること、また、徴収猶予が間に合わず職権による生活保護が適用される事態が生じていることから、<u>徴収猶予の判断の期間を短縮させるために、徴収猶予の権限を市町村が有すべき</u>ではないか。 ○<u>希望する市町村が徴収猶予の決定を行えるよう、地方自治法に基づく事務の委託</u>など、現行制度の活用も含めて、検討いただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
(3) デジタル化	
18 認定特定行為業務従事者認定証等のデジタル資格者証への移行	
認定特定行為業務従事者認定証の廃止及びデジタル資格者証への移行（社会福祉士及び介護福祉士法【法律改正】（管理番号109）） 【提案団体（関係府省庁）】 青森県、北海道東北地方知事会（デジタル庁、厚生労働省） 【提案の概要】 認定特定行為業務従事者（※1）の認定について、国家資格等情報連携・活用システム（※2）による申請手続等を可能とするとともに、都道府県知事が発行している認定特定行為業務従事者認定証について紙媒体を廃止し、喀痰吸引等研修を修了していることを電子的に証明する、デジタル資格者証へ移行することを求める。 ※1 診療の補助として、医師の指示の下に、特定行為（喀痰吸引等）を行うことを業とすることができる者。 ※2 マイナポータルを利用して、資格登録申請等の手続やデジタル資格者証をダウンロードした資格証明が可能。 【関係府省庁からの第1次回答】 認定特定行為業務従事者認定に係る申請については、申請書や認定証について、厚生労働省から参考様式を示しているものの、実際の様式については都道府県で異なる可能性もある。 また、既にオンライン化している都道府県や当該事務について委託している都道府県もあると認識している。<u>一律に国家資格等情報連携・活用システムによる申請とした場合、都道府県によっては事務負担が増加する可能性があるため、まずは、各都道府県の実態を把握しつつ、国家資格等情報連携・活用システムの活用が可能かどうか検討してまいりたい。</u> なお、デジタル資格者証を利用するには、マイナンバーカードが必要であり、<u>仮にデジタル資格者証を原本としたとしても、紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難であると考えている。</u>	○<u>都道府県に対する実態調査を踏まえ、委託事業者も含めた国家資格等情報連携・活用システムの活用を検討いただきたい。</u>その際は、国家資格等情報連携・活用システムの導入に係るイニシャルコストだけでなく、<u>長期的な事務負担軽減の効果</u>を考慮いただきたい。 ○「紙媒体による認定特定行為業務従事者認定証を完全に廃止することは困難」との指摘について、仮に紙媒体の認定証を完全廃止することが難しいとしても、<u>デジタル資格者証を認定証の原本</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	と位置付け、オンライン申請時のデジタル資格者証交付により、デジタルで手続きを完結させることを可能とすべきではないか。建築基準適合判定資格者等、デジタル資格者証を登録証の原本と位置付けている資格が既にあることも踏まえ、<u>認定特定行為業務従事者についても、デジタル資格者証を認定証の原本と位置付けることについて検討いただきたい。</u> ○上記については、<u>第2次回答及び第2次ヒアリングの場で検討結果を踏まえた対応の方向性を示せるよう進めていただきたい。</u>
介護支援専門員証のデジタル資格証への移行（介護保険法【法律改正】（管理番号108）） 【提案団体（関係府省庁）】 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、新潟県（デジタル庁、厚生労働省） 【提案の概要】 都道府県知事が発行している介護支援専門員証について紙媒体を廃止し、介護支援専門員（ケアマネージャー）の登録を受けていること及び実務研修等を修了していることを電子的に証明する、デジタル資格者証へ移行することを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 デジタル庁が整備する<u>国家資格等情報連携・活用システム及びマイナポータルを活用したデジタル資格者証については、今年度より一部都道府県において試行的に導入を進める予定</u>であり、順次各都道府県に実施していただけるよう、引き続き検討を進めていく。 一方、デジタル資格者証の利用にはマイナンバーカードが必要であり、<u>マイナンバーカードを所持していない資格者の方もあると考えられることから、紙媒体による介護支援専門員証を廃止することは困難</u>と考えている。	○国家資格等情報連携・活用システム及びデジタル資格者証の試行的な導入について、将来的な各都道府県への拡大も含め、今後の想定スケジュールを示していただきたい。 ○「紙媒体による介護支援専門員証を廃止することは困難」との指摘について、仮に紙媒体の専門員証を完全廃止することが難しいとしても、<u>デジタル資格者証を専門員証の原本と位置付け、オン</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	ライン申請時のデジタル資格者証交付により、<u>デジタルで手続きを完結させることを可能とすべきではないか</u>。建築基準適合判定資格者等、デジタル資格者証の原本化を実現し、オンライン申請を原則としている資格もある。 申請から交付までをデジタルで完結することで紙資料が少なくなり、都道府県負担が減少するとともに、当該環境でデジタル資格者証を活用することで、 ・専門員証を作成及び郵送する必要がなくなるため、都道府県の事務負担が軽減 ・専門員証の記載事項に変更が生じた場合、都道府県において住民基本台帳ネットワークシステムとの連携による職権での変更が可能となり、申請者による届出が不要となることで、利便性向上につながる。 ・専門員証の紛失や偽造・改ざんの防止に寄与するため、専門員証の正確性・信頼性向上につながる 等のメリットが生じる。<u>これらのメリットを踏まえ、デジタル資格者証を専門員証の原本とするために個別法令等の改正を検討いただきたい。</u>
(4) 事務の簡素化等	
19 マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等	
・マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【法律改正】（管理番号 313）） 【提案団体（関係府省庁）】 指定都市市長会（デジタル庁、総務省、法務省、財務省）	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・ 土地課税台帳又は家屋課税台帳の記載・訂正に係るマイナンバーによる情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律【法律改正】（管理番号 330）） 【提案団体（関係府省庁）】 指定都市市長会、広島市（デジタル庁、総務省、法務省） 【提案の概要】 市町村における固定資産課税台帳への所有者等の登録について、以下の措置を求める。 ①マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加し、登記所が土地等の登記を行った際の市町村への通知事項に所有者のマイナンバーを追加するとともに、登記所から通知されたマイナンバーの固定資産課税台帳への自動反映を可能とする。 ②登記所から市町村への通知事項とされている会社法人等番号（※1）に加え、法人番号（※2）を追加する、又は会社法人等番号から法人番号への変換ツールを整備し、市町村へ提供する。 ※1 商業登記法に基づき、登記簿に記録される 12 桁の番号 ※2 マイナンバー法に基づき、国税庁長官が指定する 13 桁の番号 【関係府省庁からの第1次回答】 【総務省】 固定資産課税台帳とマイナンバーとの紐付けに関しては、住所や死亡情報など最新の本人確認情報を容易に把握することで、固定資産税の適正な課税に資することから、地方団体において積極的に進められているところであるが、<u>例えば住所地が課税団体と異なる納税義務者などについては、住民基本台帳ネットワークによるマイナンバーの検索作業を要することとなるため、地方団体において大きな事務負担となっていると認識している。</u> 今回ご提案の不動産登記事務がマイナンバー利用事務に追加されることとなれば、<u>登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加することにより、住民基本台帳ネットワークシステムによる検索作業を要することなく固定資産課税台帳とマイナンバーの紐付けを効率的に行うことができ、市町村の事務負担は大きく軽減されることとなる。</u>	○第1次ヒアリングにおいて、<u>登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加するための検討に着手するという関係府省庁の共通認識が得られたことを踏まえ、総務省及び法務省は、マイナンバー法を所管するデジタル庁とも連携し、制度面及びシステム面で必要となる措置の検討を進めていただきたい。</u>第2次回答及び第2次ヒアリングでは、その検討結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。 ○上記検討に当たっては、申請者が法人である場合に、法人番号を提出させ、市町村長への通知事項

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
このため、<u>不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう関係省庁と連携していくとともに、不動産登記事務においてマイナンバーが保有されることになれば、登記所から市町村長への通知事項にマイナンバーを追加した上、税務標準システムにおいて取り込むことができるよう標準仕様書の見直しを検討する。</u> 【法務省】 不動産登記事務においては、現状では、マイナンバーを事務に用いる必要性に乏しいことから、利用していない。 本提案は、地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項にマイナンバーを追加するために不動産登記事務をマイナンバー利用事務にすることを求めるものであるから、まずは、<u>当該通知事項にマイナンバーを追加することが地方税の課税の観点から必要であるかについて、地方税制度の観点から検討されるべき</u>と考えている。 また、本年4月1日から、地方税法第382条の規定による登記所から市町村への通知の通知事項に会社法人等番号が追加された。<u>通知事項に法人番号を加えること及び会社法人等番号から法人番号への変換ツールを設けることの要否についても、その必要性の有無を含め、地方税制度の観点から検討されるべきもの</u>と考えている。 法務省としては、<u>地方税の課税の観点から提案事項を実現する必要があるとの整理がされた上で、通知の具体的な方法やシステム構築の具体的構想が具現化した場合には、不動産登記制度においてマイナンバーを取り扱う方法について、費用対効果も踏まえた上で、必要な検討をすることになるもの</u>と考えている。	に追加することも併せて検討いただきたい。 ○所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においても、相続登記及び住所等変更登記の義務化や所有者情報等に係る行政機関間の情報連携等、不動産登記情報を最新化するための制度改正が行われてきている。<u>所有者特定のためマイナンバーや法人番号を利用することは不動産登記制度にとっても有効であり、法務局の事務効率化にも資することとなるため、法務省においてもマイナンバー等の利用に主体的に取り組むべきではないか。</u>
20 都道府県労働委員会委員の任期の見直し (労働組合法【法律改正】(管理番号361))	
【提案団体（関係府省庁）】 京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、全国知事会、関西広域連合(厚生労働省) 【提案の概要】 都道府県知事の所轄の下に置かれ、労働組合の資格審査や不当労働行為事件の調査、労働争議の調整等を行う都道府県労働委員会委員の任期について、現行の2年から3年又は4年に改めるよう求める。 【関係府省庁からの第1次回答】	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
(安定した委員候補者の確保) 労働委員会における公益委員は、使用者、労働者という立場にとらわれず、広く国民全体の利益を一般的に代表するという役割を担っている。現状、都道府県労働委員会では弁護士等の専門家が就任している例が多数ある（都道府県労働委員会における公益委員に占める弁護士の割合：約50%）が、<u>非常勤の公益委員である弁護士にあっては、</u>中立性も踏まえた上で自身の弁護士業務等との兼ね合いの中で労働委員会における日々の事件処理にご対応いただいていることから、<u>任期がより長期になることで、公益委員就任に意欲を示す候補者が減少し、人選が困難になることが懸念される。</u> また、<u>使用者委員及び労働者委員は、</u>それぞれ使用者団体及び労働者団体からの推薦に基づいて都道府県知事が任命することとされているものである。<u>候補者がより長期間、労働委員会業務に拘束されることになれば、団体による候補者の推薦や人選が困難になることが懸念される。</u> 労働委員会は、憲法第28条において規定された団結権を擁護することを目的とした機関であり、委員の安定的な確保により不当労働行為事件の審査体制を維持することは、<u>憲法上規定された権利を具体的に保障する観点から極めて重要であるため、委員候補者の確保に支障が出るおそれが生じることは避けるべき</u>と考える。 (人材の適格性の確保) 労働委員会の委員は、当事者による個別の申立てに基づいて不当労働行為審査事件について調査・審問等を行い和解案の提示や救済命令の内容を検討するなどの役割を担っているところ、労働法制や人事考課制度・労使慣行など労使問題に豊富な知識及び経験、専門性を有するとともに、当事者である労使間の調整を行う能力を持つ人材であることが必要であるが、<u>任期を2年として、任命後の業務の実態等も踏まえて選任手続きが行われるようにすることにより、適格性のある人材の委員就任を確保している</u>ものである。 また、<u>委員としての経験を積み、事件処理に習熟した委員の能力を活用するために、委員の任期を2年と定めつつ、再任も妨げられないこととして、労働委員会組織において適格な委員の確保を図るという要請と、委員には高度な専門性と豊かな知識・経験が求められることとの均衡は図られている</u>と考えている。 (労働委員会制度等における一貫性)	○<u>任期延長により委員候補者の確保に支障が出るおそれがあるとしているが、抽象的な懸念に過ぎないのではないか。</u>昭和41年の任期延長に係る法改正時にも、理論上同様の懸念があり得たところ、当時の委員の再任実態や関係者の意見を判断材料として、問題ないと判断したのではないか。同様の判断材料に基づく議論が行えるよう、<u>第2次ヒアリングまでに、各都道府県労働委員会における再任実態や関係者の意見を把握されたい。</u> ○再任実態を踏まえると、<u>専門性確保の観点から2年の任期は短すぎるのではないか。</u>また、<u>再任を当然の前提とする制度設計は適切といえるのか。</u><u>第2次ヒアリングまでに、専門性の確保という点で何年の任期が妥当かについて関係者の意見を伺っていただきたい。</u> ○中央労働委員会の任期との整合性については、<u>都道府県労働委員会事務が自治事務であることも踏まえ、例えば、都道府県は、任期を条例に委任するといった選択肢(※)もあり、</u>また、労働審判制度は、制度趣旨に共通する点があったとしても、原則として3回以内の期日で迅速に審理を終結させる手続であり、両制度の処理期間の違いなどを考慮すれば、<u>任期を一致させる必然性まではないのではないか。</u> ※一例として、建築士法上、中央建築士審査会及び都道府県建築士審査会の委員の任期をいずれも2年としていたが、第9次分権一括法により、後者については、「二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定める」期間とすることが可能とされた。 ○労働委員会が準司法的機能を担うことと現行の

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
中央労働委員会では、<u>流動する雇用情勢に鑑みて、委員の任期を現行の2年としているが、都道府県労働委員会及びその委員についても、当事者の個別的な紛争の解決を図るといった同様の役割が期待されている</u>ことからすれば、中央労働委員会の委員と同様に、最新の労使関係に関する専門的な知識経験を有することが求められることに変わりはない。 また、不当労働行為事件の審査手続において、都道府県労働委員会の命令に不服がある場合には中央労働委員会に再審査の申立てを行うことが可能とされており、これらの一貫した法体系において救済制度が担保されているところであって、上述のとおり両者には同様の役割が期待されていることからすれば、<u>労働委員会が紛争解決能力を十分に備えるために適切な周期で委員の交代を企図すべきことや、そしてその周期が2年間であることについても異ならせる理由がない。</u> さらに、<u>裁判所における個別の紛争解決手続の中で、専門的な知識経験を有する民間人を委員に任命して手続に関与させる規定があるところ、例えば、労働審判制度における労働審判員は、労働関係に関する専門的な知識経験は近年の労働関係をめぐる環境の変化に対応したものでなければならず、個別労働関係についての実情や慣行、制度等の知識は常に最新のものが求められるとの観点を踏まえて任期が2年とされている。</u>また、労働審判員のほかにも、民事訴訟手続や調停手続において、その専門的な知識経験に基づき意見を述べるなどして手続に関与する<u>専門委員、民事調停委員、家事調停委員といった各種委員についても同様に、2年という周期で委員の交代が企図されている。</u> この点、<u>労働委員会は、労働組合の資格審査や不当労働行為事件の救済に関して準司法的・判定的機能を備えるものであり、司法手続と同様に証拠による事実認定及び法の解釈適用によって認められる法律関係を前提とした解決が図られることに意義があり、各構成委員にもその意義を踏まえた役割が期待されていることからすれば、労働委員会における委員の任期も引き続き2年とすることが適当であると考えている。</u>	2年の任期の間に必然性はないと考えるが、第2次ヒアリングまでに、準司法的機能を担う他の組織の委員の任期を調査した上で、改めて見解を明らかにされたい。 ○提案団体では<u>委員の任命に係る事務が負担</u>であるとしており、上記を踏まえ、<u>関係者間での丁寧な合意形成を図りつつ、可能な限り早期に結論を出していただきたい。検討の体制及びスケジュールについて示されたい。</u>
21 住所公告の廃止	
都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等（都市再開発法等【法律改正】（管理番号314）） 【提案団体（関係府省庁）】 指定都市市長会（内閣府、国土交通省 等）	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
【提案の概要】 市街地再開発事業について、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。 個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。 また、当該法律に限らず、本規定と同様に個人の住所の公告が規定されている法令について、横断的な見直しを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 【内閣府】 横断的な見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。 【国土交通省】 提案内容を踏まえ、<u>個人情報保護の観点と都市再開発法</u>（昭和 44 年法律第 38 号）第 28 条第 1 項及び第 2 項の<u>制度趣旨を考慮</u>した上で、都市再開発法に係る提案の内容については、<u>その実現可否について検討する</u>こととしたい。	○調査の結果を基に横断的な見直しを進める対象案を整理し、本項目の提案団体及び共同提案団体の意見も聴いた上で、検討を進めていくことを見込む対象を報告していただきたい。 ○事業の仕組みが類似する<u>土地区画整理事業についても、既に組合の理事の住所公告の見直しが行われていることから、市街地再開発事業についても同様の検討</u>をしていただきたい。
土地区画整理法施行令第 21 条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直し（土地区画整理法【政令改正】（管理番号 321）） 【提案団体（関係府省庁）】 指定都市市長会、江戸川区（国土交通省） 【提案の概要】 土地区画整理事業について、市町村等は土地区画整理審議会の委員選挙に当たり、氏名及び住所等が記載された選挙人名簿を公衆へ縦覧しなければならないと規定されている。 個人情報保護の観点から、縦覧対象を限定するよう規定を見直すことを求める。あわせ	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
て、選挙後は完全不開示又は一定の場合に限り閲覧可とする制限を加えるよう規定を見直すことを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 提案内容を踏まえ、<u>個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令</u>（昭和 30 年政令第 47 号）第 21 条の<u>制度趣旨を考慮</u>した上で、<u>その実現可否について検討する</u>こととした。	○当該規定の主な趣旨は、選挙期日以前における選挙人名簿の正確性担保である一方、選挙期日以後においては、そのような趣旨が外れることから、二つの期間の相違を念頭に置いて、公職選挙法において選挙人名簿の縦覧制度が廃止されたことも参考にしつつ、見直しを検討いただきたい。 ○選挙期日以後の確定選挙人名簿を誰に見せられることとするかについては、現行規定において、正当な理由があれば施行者は閲覧を拒むことができるが、<u>「正当な理由」の解釈が抽象的であると、運用する者が判断に困る</u>こととなる。一次ヒアリングにおいて言及されたように、ガイドライン等を発出するという方向で検討をするにせよ、必要に応じて施行者等の意向を確認し、<u>統一的な運用が可能となるようにしていただきたい。</u>
マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条第 1 項及び第 2 項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等（マンションの再生等の円滑化に関する法律等【法律改正】（管理番号 378）） 【提案団体（関係府省庁）】 指定都市市長会（内閣府、国土交通省 等） 【提案の概要】 マンション再生事業について、マンション再生組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。 また、当該法律に限らず、本規定と同様に個人の住所の公告が規定されている法令について、横断的な見直しを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 【内閣府】 横断的な見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。 【国土交通省】 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>に係る提案の内容については、<u>個人情報保護の観点</u>と同法第 25 条等の<u>制度趣旨を考慮</u>した上で、<u>その実現可否を検討</u>することとしたい。	○調査の結果を基に横断的な見直しを進める対象案を整理し、本項目の提案団体及び共同提案団体の意見も聴いた上で、検討を進めていくことを見込む対象を報告していただきたい。 ○<u>土地区画整理事業について、既に組合の理事の住所公告の見直しが行われ、当該法令が参考とする市街地再開発組合についても並行して検討が進められていることから、マンション再生事業についても同様の検討をしていただきたい。</u>
土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止（土地改良法【法律改正】（管理番号 297）） 【提案団体（関係府省庁）】 千葉県、福島県（農林水産省） 【提案の概要】 土地改良事業について、土地改良区は、役員が就退任等したとき、その氏名及び住所を都道府県に届け出なければならず、都道府県知事はこれを公告しなければならないと規定されている。 個人情報保護の観点から、土地改良区役員の就退任等に係る公告の廃止を求める。 公告を廃止できない場合は、公告すべき事項から個人の住所情報を除くことを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 提案内容を踏まえ、<u>個人情報保護の観点と土地改良法第 18 条の制度趣旨を考慮</u>した上で、<u>提案の実現に向けて、法改正を検討</u>する。（地方分権一括法または次期土地改良	○耕地整理事業という共通の事業制度から創設された事業制度である<u>土地区画整理事業について</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第 1 次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
法改正に合わせた改正を想定。)	も、既に理事の住所公告の見直しが行われていることから、土地改良事業の施行者である<u>土地改良区</u>についても同様の検討をしていただきたい。
22 港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任 (会計法【運用見直し】(管理番号 193))	
【提案団体（関係府省庁）】 鳥取県、三重県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合(国土交通省) 【提案の概要】 会計法第 48 条において、国は繰越しの手続を都道府県の知事等が行うこととすることができると規定されているところ、国土交通省所管事務のうち、港湾・空港事業に係る事務についても、都道府県の知事等が繰越しの手続を行うよう見直しを求める。 【関係府省庁からの第 1 次回答】 港湾関係事業及び空港整備事業については、補助金等の交付対象は港湾（海岸）管理者又は空港管理者等であり、港湾（海岸）管理者は都府県、市町村、港務局又は一部事務組合、空港管理者等は都道府県、市町村となっていることから、繰越事務の都道府県への委任にあたっては、<u>関係都道府県及び市町村等の意向を確認</u>しつつ、必要な調整を進める必要がある。あわせて、国土交通省において補助金等の執行状況を適切に管理する観点から、繰越関係書類の共有等を含め、都道府県との間で綿密な情報共有体制の構築を検討する必要がある。このため、<u>委任することについて上記団体の意向を踏まえたうえで進めていく</u>こととしたい。	○国土交通省所管事業のうち、港湾事業及び空港事業以外の事業については既に繰越事務の委任が可能となっていることを踏まえ、残りの<u>港湾事業及び空港事業についても速やかに委任が可能となるよう、意向等調査の結果を踏まえた検討の方向性等についてお示しいただきたい。</u>
23 窓口 DXSaaS と関連システムの連携要件の明確化 (地方公共団体情報システムの標準化に関する法律【通知改正】(管理番号 301))	
【提案団体（関係府省庁）】 指定都市市長会、三重県(こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省) 【提案の概要】 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書に定める機能別連携仕様	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
(※1) (住民基本台帳等) に、デジタル庁が認証した自治体窓口 DXSaaS (※2) とのデータ連携に関する要件を明記することを求める。 ※1 標準化対象事務ごとに、標準準拠システム等とのデータ連携の要件についての標準を定めたもの。 ※2 デジタル庁が策定した仕様書に基づき、ガバメントクラウド上に構築された窓口 DX に必要な機能を有するサービス。 【関係府省庁からの第1次回答】 ご提案については、自治体窓口 DXSaaS の普及展開が図られるよう、<u>自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システムを提供する事業者のリソースを踏まえつつ、連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているところ。</u>	○住民サービスの向上と自治体窓口業務の効率化を実現するため、<u>政府として自治体窓口 DXSaaS を推進していることから、自治体窓口 DXSaaS 及び標準準拠システム間のデータ連携が円滑に行われるよう、提案の実現に向けた検討を進めていただきたい。</u> 連携対象となるデータ項目、連携方式等の課題について検討しているとのことだが、第2次回答でその結果及び今後のスケジュールをお示しいただきたい。
24 動物取扱責任者に係る資格要件の審査主体の見直し (動物の愛護及び管理に関する法律【省令改正】(管理番号 74))	
【提案団体 (関係府省庁)】 愛媛県、三重県、広島県、香川県、西条市、伊予市、四国中央市、上島町、伊方町、松野町(環境省) 【提案の概要】 動物の愛護及び管理に関する法律に規定する第一種動物取扱業(※)の登録に必要な動物取扱責任者の資格要件について、事業者から認定要望のある資格を国で審査の上、全国一律とするよう求める。 ※ 動物の販売、保管、貸出し、訓練、展示等を業として行うこと。	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
【関係府省庁からの第1次回答】 動物取扱責任者の資格要件については、業態や取り扱う動物種など個別の事業内容に照らして必要な技術的能力及び知識経験が異なるため、動物取扱業の指導監督権限を持つ都道府県等において個別に確認することとなっている。一方で、今般の提案を踏まえ、動物取扱責任者の要件として定められている「公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験」について、<u>令和8年度より、自治体からの意見の整理等を進め、令和9年度に対応方針を検討</u>することとしたい。その上で、必要に応じて<u>各試験の実態調査等を実施し、考え方の整理</u>等を進めていく。	○「動物取扱責任者の<u>資格要件については</u>、個別の事業内容に照らして必要な技術的能力及び知識経験が異なるため、<u>動物取扱業の指導監督権限を持つ都道府県等において個別に確認</u>することとなっている」としても、それは、<u>個別案件への当てはめに関してであり、各資格が動物取扱責任者の要件を満たしているかの認定そのものを都道府県が行うことに論理的必然性はない。</u>むしろ、<u>都道府県等による運用の差異、都道府県等毎に行われる認定作業の重複を解消するため、国が資格の認定を行う方向で検討していただきたい。</u> ○仮に、自治体からの意見聴取の結果、<u>国が資格の認定を行う上での支障（例：これまで認められた資格の認定除外）が確認された場合でも、運用上の工夫（例：経過措置）で解決できないか、検討していただきたい。</u> ○令和9年度に対応方針を検討した後に、必要に応じて行うと回答のあった「<u>各試験の実態調査等</u>」や「<u>考え方の整理等</u>」についても、<u>自治体からの意見聴取と併せて行うなど、提示されたスケジュールよりも前倒しして検討いただきたい。</u> ※仮に都道府県等に本事務を存置する場合であっても、考え方の整理等を示すことが望ましい。

2. 地域におけるサービスの維持・向上

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
25 産後ケアに含まれる保育的支援の位置付けの明確化等	
(母子保健法【省令改正】(管理番号 369))	
【提案団体（関係府省庁）】 横浜市(こども家庭庁) 【提案の概要】 市町村が産後ケア事業を安全に実施しかつその質を確保するため、母子保健法施行規則又はガイドラインについて以下の措置を求める。 ①産後ケア事業における乳児保育の扱いを明確化 ②実情を踏まえた人員配置基準の設定 【関係府省庁からの第1次回答】 産後ケア事業は、母子の心身の状況に応じた保健指導等に加え、母親の身体的回復と心理的な安定を促進することや母親自身がセルフケア能力を身につけることを目的としている。 このため、<u>単なる保育や休息目的のみの利用は認めていないところであるが、母親の身体的回復や心理的な安定の促進のため、休息は大変重要であると考えており、実際に、当該事業における保健指導や授乳指導等を行う中では、母親が休息を取れるような配慮や工夫も行われているものと認識しており、そのような場面を想定し「乳児の保育を行う部屋」を設備として施行規則に定めているもの。</u> 産後ケア事業の実施に当たっては、<u>助産師、保健師又は看護師のいずれかを常に1名以上置くこと</u>（短期入所型の場合には、1名以上の助産師、保健師又は看護師を24時間体制で配置する）のほか、事業の内容に応じて、心理に関しての知識を有する者や育児に関する指導等を実施するにあたり必要な者を配置することとしている。 また、病院、診療所又は助産所と産後ケアセンターが併設等され、病院、診療所又は助産所の助産師、保健師、看護師その他の従業者と産後ケアセンターの助産師、保健師、看護師その他の従業者とを兼務するような場合は、それぞれの施設の人員に関する要件を満たすとともに、兼務によって患者等に対する治療、母子に対する産後ケアその他のサービスの提供に支障がないように注意するよう、実施要綱においてお示ししているほか、	＜乳児保育の位置付けについて＞ ○産後ケア事業実施要綱及び産後ケア事業ガイドラインにおける乳児保育の位置付けが明確ではない状況下では、事故等が発生した際の責任の所在が不明確となり、事業者が安全管理上のリスクを負うことへの懸念から、事業参入や事業拡大を躊躇する要因となる。また、現場においても運営上の判断に混乱が生じ、結果として、母親の身体的回復・心理的な安定という産後ケア事業本来の目的達成に支障を来すおそれがある。<u>産後ケア事業における乳児保育の位置付けを明確化すべきはないか。</u> ＜実情を踏まえた人員配置基準の設定について＞ ○妊産婦に対する現行の人員配置基準は、20人までは1人の専門職を置くことで足りるなど実態を十分に反映したものとなっていない。専門職1人が複数の母子に対して、保健指導や相談対応に加え、乳児の安全確認まで担うことは、安全管理上のリスクが

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
・4か月以降の児やきょうだいを預かった際の職員配置加算 ・宿泊型において、夜間に2人以上の人員配置をした場合の職員配置加算等、<u>複数の職員配置を評価する加算を令和7年度に創設している。</u> さらに、産後ケア事業における安全性・ケアの質の一層の向上のために、令和6年度にケアの内容や事故防止等に向けた安全対策を記載するなど、<u>ガイドラインの見直しを行っており</u>、児を預かる場合の留意点の記載を追加するとともに、事故防止等に向けた安全対策に関するマニュアルの策定について促しているところである。 <u>実施主体である市町村において、必要に応じて地域の実情を踏まえた具体的な人配置基準の検討や、安全対策に係る取組を推進していただきたい。</u>	高い。職員配置加算による財政的支援が講じられているものの、それだけでは安全なサービス提供を担保することは困難であることから、<u>現場の実態を踏まえた人員配置基準を設定すべきではないか。</u> ○現行制度では乳児を一時的に預かる場合の具体的な人員配置基準が設けられていない。ガイドラインの見直しや職員配置加算を行っているものの、<u>乳児保育が産後ケア事業に含まれるという位置付けを行うのであれば、安全確保の観点から基準の設定を行うべきではないか。</u> ○実施主体である市町村において、実情を踏まえた人員配置基準の検討・安全対策に係る取組を推進していただきたいとのことであるが、<u>少子化対策の重要な取組の一つであり、国としてユニバーサル化を目指している産後ケア事業においては、一定のサービスレベルを確保する必要があるところ、国として適切な基準を設けることが必要ではないか。</u>
26 看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和	
【提案団体（関係府省庁）】 和歌山県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、全国知事会(厚生労働省) 【提案の概要】 看護師学校養成所のうち、大学、短期大学、専修学校などにおける3年課程の指定基準について、教員のうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とすると規定されているところ、養成所の実情（閉校予定に伴う学年数減少、少子化等に伴う学生数減少や経営規模縮小等）に応じて、人員基準の弾力化を求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 看護師学校養成所については、学生の指導に支障を来さないようにする観点から、	(保健師助産師看護師法【省令改正】(管理番号95)) ○中山間地域等の人口減少が進行している地域にお

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
指定規則（省令）において、「各教育内容を教授するのに適当な」<u>8名以上の専任教員等の配置を求めている、引き続き維持する必要がある。</u> その上で、地域における必要な看護職員を持続的に養成する体制が確保されつつ、養成所で実施される教育の質が保たれるよう、<u>2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会において、看護師等養成所の統廃合及びサテライト化を進めるにあたっての課題への対応や体制整備について検討を始めた</u>ところである。	いては、専任教員などの人材不足により看護師養成所の運営の継続が厳しい状況であり、現在勤めている専任教員の高齢化も進んでいる。教育の質を担保した上で、<u>地域の看護師養成所の実情に応じた専任教員の配置が可能となるよう、専任教員の配置基準を参酌すべき基準とするよう検討</u>いただきたい。 ○<u>遠隔授業の活用により、各養成所において科目ごとに専任教員を必ずしも配置できていない場合であっても、教育の質は保たれることから、養成所における専任教員配置基準の弾力化も可能</u>ではないか。 ○中山間地域等における看護師養成所について、経営主体を当該地域に存続させることが、当該地域における看護師提供体制の持続可能性を高めることに繋がるのではないかと。看護師養成所の統廃合・サテライト化を進めることによって、中山間地域等における看護師養成所の維持が厳しくなる可能性も考えられることから、<u>統廃合・サテライト化する場合に限らず、例えば複数養成所で連携する場合には、専任教員の配置基準を弾力化</u>することを検討していただきたい。 ○中山間地域等における看護師養成所の専任教員の人材不足は喫緊の課題であることから、「2040年に向けた看護職員の養成・確保の在り方に関する検討会」の場を含め、<u>自治体からヒアリングを行うなど、地域の実情を十分に踏まえ、看護師養成所の専任教員の配置基準についても早急に検討</u>いただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
27 指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和	
指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直し（介護保険法【省令改正】（管理番号27）） 【提案団体（関係府省庁）】 大和村（厚生労働省） 【提案の概要】 離島へき地においては、少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、指定介護老人福祉施設における有資格者の人員確保が非常に困難となっていることを踏まえ、現在、入所定員40人以上で1人以上が必置とされている栄養士又は管理栄養士の配置基準を見直すことを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 ・指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置については、入所者の栄養管理を適切に実施する観点から、一定規模以上の施設については栄養士又は管理栄養士の配置を求めているところである。 ・また、当該配置については常勤に限らず非常勤による配置も可能としており、各施設の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう配慮しているところである。これらを踏まえ、本件の検討にあたっては、まずは貴自治体内における医療機関、介護施設その他の福祉施設等における栄養士又は管理栄養士の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお聞きしたい。 ・一方で、入所定員が40人を超えない施設については、一定の条件の下、栄養士又は管理栄養士を置かないことを可能とする特例を設けているものである。この定員要件を撤廃又は変更することは、適切な栄養管理体制の確保に影響を与えるおそれがあるため、慎重な検討が必要である。	○人口減少が進む離島・へき地においても、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とするため、現行の<u>配置基準を参酌基準とする</u>ことを検討いただきたい。 （参考）提案団体においては<u>村内の栄養士は3人、介護支援専門員は4人</u>しかいない。 ＜入所定員40人を超える施設に必置とされている栄養士又は管理栄養士の配置基準の緩和＞ ○栄養士等は<u>非常勤職員でも配置可能とのことだが、そもそも人口減少が進む離島・へき地においては有資格者が少ない</u>ことから、問題の解決にならないのではないか。
指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直し等（介護保険法【省令改正】（管理番号28）） 【提案団体（関係府省庁）】 大和村（厚生労働省）	○例えばICTを活用し食事記録等のデータを連携先の栄養士と共有することや緊急時の対応体制の確保など、<u>連携による実質的な栄養管理がなされれば、栄養管理の質は担保される</u>のではないかと。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
【提案の概要】 離島へき地においては、少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、指定介護老人福祉施設における有資格者の人員確保が非常に困難となっていることを踏まえ、当該施設における介護支援専門員の常勤要件の緩和等を求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 ・指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の専従要件については基準省令にて、「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護老人福祉施設の他の職務に従事することができる。」と規定している。 ・当該規定は、入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点から、当該施設において安定的かつ継続的に業務に従事する体制を担保する趣旨で設けているものがある。 ・そのうえで、本件の検討にあたっては、まずは<u>貴自治体内における介護施設等における介護支援専門員の配置状況や、人材確保の実態について具体的にお示しいただきたい。</u>あわせて、ご指摘の「<u>介護支援専門員と同等の能力を有する者</u>」について、<u>想定される人材の範囲や要件等についてもお聞きしたい。</u> 【常勤要件について】 ・常勤要件については、介護支援専門員が施設サービス計画の作成及びモニタリング等を継続的かつ安定的に実施するために必要な勤務体制を確保する観点から設けているものであり、その見直しは、<u>入所者の処遇に影響を与えるおそれがある</u>ことから、慎重な検討が必要である。 【他の事業所の業務への従事について】 ・常勤の介護支援専門員が居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務をすることは認められていない。これは、居宅介護支援事業所が、<u>利用者の選択に基づきサービスを公正中立に調整する役割を担うもの</u>であり、特定のサービス又は事業者に偏ることを防止する観点から、その<u>独立性を確保</u>する必要がある点を踏まえたものであり、その見直しについては、慎重な検討が必要である。 【介護支援専門員について】 ・介護支援専門員の資格要件については、適切なケアマネジメントを担保する観点から国家資格として位置付けられているものであり、「同等の能力を有する者」への拡	＜指定介護老人福祉施設において「常勤」としていきる介護支援専門員の配置要件の緩和＞ ○本提案は、指定介護老人福祉施設の介護支援専門員について、指定居宅介護支援事業所との兼務を求めているものではなく、指定介護老人福祉施設と同一敷地内に併設されている指定短期入所生活介護支援事業所との兼務を求めるものである。 ○指定介護老人福祉施設の介護職員や看護職員等の職種では他の事業所との兼務が認められているのにも関わらず、なぜ介護支援専門員は他の事業所との兼務ができないのか。 ○運営基準に基づき、<u>事業者は秘密保持の誓約を取り交わす等、従業員に対して必要な措置を講じているため、公正性・中立性は確保できている</u>のではないかな。 ○入所者の処遇に係るケアマネジメント機能を適切に確保する観点からの常勤要件については、現行制度においても、介護支援専門員は入所者の処遇に支障がない場合に同一事業所の他の職務に従事することが認められている。このため、例えば他の事業所との兼務を認める範囲を「同一敷地内に併設する指定短期入所生活介護事業所における短期入所生活介

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
大については、<u>ケアマネジメントの質の確保に与える影響等を踏まえた慎重な検討が必要</u>である。	護計画の作成業務に限定する」など<u>限定的な緩和にとどめることで、サービスの質を維持しつつ、業務の効率化を図ることができる</u>のではないかな。 ＜指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の資格要件の緩和＞ ○令和8年介護保険法の一部改正により介護支援専門員の更新制度は廃止される予定であるが、例えば<u>法改正以前に更新を行わず資格を失効した者については、「同等の能力を有する者」として介護支援専門員とみなす</u>ことができないか。 ＜特定地域サービスの活用について＞ ○令和8年介護保険法の一部改正により、「特定地域サービス」という類型が設けられたことから、特定地域サービスの適用対象地域について、提案団体も含め幅広い地域を対象とし、基準等についても自治体が地域の実情に応じて設定できるよう、検討いただきたい。
28 市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和 (介護保険法【法律改正】(管理番号9))	
【提案団体（関係府省庁）】 小牧市、福島市(厚生労働省) 【提案の概要】 市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等や個人の調査員の資格要件について、現行の介護支援専門員に加え、既に指定市町村事務受託法人において認められている「その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者」を新たに対象とするよう要件の緩和を求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 要介護認定に係る調査（以下「認定調査」という。）について、市町村は、更新及び	○指定市町村事務受託法人については令和2年の制

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
区分変更に係る認定調査を指定市町村事務受託法人又は指定居宅介護支援事業者等へ委託することができることとしている。 <u>認定調査の質を確保する観点</u>を踏まえ、指定市町村事務受託法人に委託する場合は、「指定市町村事務受託法人に所属する介護支援専門員」が行うことを基本としつつ、「<u>その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者</u>」が実施できることとしており、指定居宅介護支援事業者等に委託する場合は、<u>中立・公正性を確保する観点も踏まえ、指定居宅介護支援事業者等に所属する介護支援専門員であって、都道府県又は指定都市が実施する認定調査に関する研修（認定調査員研修）を修了した者が認定調査を行うことを可能としているところであるが、保険者の負担軽減等の観点も踏まえ、必要な検討をしてまいりたい。</u>	度改正により、「<u>その他の保健、医療又は福祉に関する専門的知識を有する者</u>」まで対象が拡大されていることから、<u>指定居宅介護支援事業者等や個人の調査員についても、同様に拡大が可能</u>ではないか。 ○認定調査の質の確保については、令和2年の制度改正時において、<u>資格の有無だけでなく、認定調査員研修に加えて自治体による独自の取組により質を担保する考え方が示されているところである。</u>また、<u>調査内容については実施主体にかかわらず共通化されており、市町村直営において資格要件が設けられていない点も踏まえると、資格の有無のみで質が決まるものではない</u>のではないかと。 ○介護支援専門員であるか否かという<u>資格の違いにより中立・公正性が担保されるものではない</u>のではないかと。 指定居宅介護支援事業者等については、<u>指定要件</u>や、都道府県及び市町村による<u>指導・監督</u>の規定があり、また個人の調査員については、介護保険法第28条第7項に<u>秘密保持義務</u>、同条第8項に<u>みなし公務員に関する規定</u>が設けられていることから、こうした措置により、<u>中立性・公正性は担保されている</u>のではないかと。 仮に、上記の措置で不十分である場合には、特別な配慮義務を課すなど調査員の中立性・公正性を確保する仕組みを別途設けることも考えられるのではないかと。 ○「必要な検討を行う」とのことだが、想定される今後の具体的な段取り・スケジュール如何。市町村の現場における人材不足に伴う要介護認定の遅延の状況等も踏まえ、<u>要件の在り方については、</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	早期に検討し、<u>制度改正する必要がある</u>のではない か。
29 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の実施主体への社会医療法人ではない医療法人の追加 (道路運送法、医療法【運用見直し】(管理番号 53))	
【提案団体（関係府省庁）】 村上市(厚生労働省、国土交通省) 【提案の概要】 自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の運行主体について、医療法人のうち社会医療法人のみが運行主体の対象とされている現行制度を見直し、医療法人全般が対象となるように求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 医療法人が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により新設される「自動車地域旅客運送サービス再構築事業」において自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の実施主体として協力しようとする際に<u>医療法人の附帯業務として取り扱うことができるかどうか</u>を含め、<u>医療法人の附帯業務の範囲の明確化について検討する。</u>	○「交通空白」の解消については、全国の地方公共団体が抱える喫緊の課題であるため、可能な限り速やかに検討いただきたい。 ○<u>今後の検討スケジュールをお示しいただきたい。</u>

3. 強い地域経済の構築

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
30 PPP（LABV 方式）を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業（法定建替）の適用拡大等 (公営住宅法【法律改正】(管理番号 45))	
【提案団体（関係府省庁）】 宝塚市(内閣府、国土交通省) 【提案の概要】 PPP（官民連携）の一手法である LABV 方式（※）を活用した「既存公営住宅から借上げ公営住宅への建替え」について、以下の措置を求める。 ①公営住宅法の「公営住宅建替事業（法定建替）」に含める。 ②社会資本整備総合交付金の交付対象である公営住宅等整備事業における「民間事業者が実施する借上げ公営住宅等の建設等」の対象範囲に加える。 ※LABV（Local Asset Backed Vehicle）方式とは、地方公共団体等が土地等の公有資産の現物出資、民間事業者が資金出資を行って設立する官民共同事業体を指し、LABV を活用して複数の開発プロジェクトを連鎖的に実施する PPP 手法。 【関係府省庁からの第1次回答】 現行の公営住宅法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業は、その公共性が特に認められることから借地借家法の特例として明渡請求権が認められているところ、<u>LABV 方式を用いた事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか等の観点から慎重な検討を行うことが必要</u>。仮に、建て替えられた公営住宅の借上期間終了後に当該公営住宅が事業主体に帰属せず継続的に公営住宅として使用されないなど、公営住宅ストックの維持が図られない場合には公営住宅建替事業に含めることは困難である。 また、<u>LABV 方式による建築物に対して BOT 方式による建築物と同等程度の補助率を適用することについても、事業のスキームや当該事業による建築物の権利関係等を踏まえ、慎重な検討を行うことが必要</u>。	○LABV 方式を活用した公営住宅の建替えが<u>現行の公営住宅建替事業と同様に明渡請求権を認めるに足る公共性を担保するために必要となる条件について、柔軟性を確保しつつ、具体的な条件案を検討し、第2次ヒアリングで示していただきたい</u>。 ○公共性を担保する借上期間については、<u>耐用年数の 70 年を一つのベースとしつつ、どの程度の期間が妥当か検討</u>いただきたい。 ○国庫補助について、<u>補助対象・補助率を BOT 方式と同等とするための条件について検討</u>し、第2次ヒアリングで示していただきたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
	○また、建築物の権利関係等については、法令・協定等のいずれの手法で担保するかを含め、柔軟性を確保できる方策を検討してはどうか。
31 地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域における開発許可の対象施設として産業団地周辺の物流業務施設を追加 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律【告示改正】(管理番号 358))	
【提案団体（関係府省庁）】 高岡市(経済産業省、国土交通省) 【提案の概要】 地域未来投資促進法において、都市計画法上の土地利用に係る配慮として、市街化調整区域における開発を行うことができる施設類型に、地域の経済を牽引する産業団地周辺に立地する物流業務施設を追加することを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 【国土交通省】 市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域においては、都市計画法第34条各号に規定する基準のいずれかに該当する場合に限って開発許可が認められている。 <u>地域未来法に基づく配慮規定に係る5類型については、都市計画法第34条第14号に基づき通常原則許可して差し支えないとするものであり、これ以外の施設について開発許可ができないというものではなく、同号に基づき開発審査会に付議して個別に一件審査することにより許可することが可能</u>である。 加えて、<u>予め条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を定めること</u>(都市計画法第34条第12号)、<u>市町村において地区計画を策定すること</u>(都市計画法第34条第10号)でも、<u>開発許可権者の判断で許可を行うことが可能</u>である。 配慮規定の対象施設については、全国統一的に、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められるものとして規定されているものであるところ、特に(ⅴ)重点促進区域内にインターチェンジ等に近接して定める区域において立地する物流施設等については、<u>無秩序に対象区域が拡大しないよう、区域設定の要件として都市計画区域マスタープラン及び市町村マスタープランの記載内容に即することが求められている。</u>マス	○第1次回答では、都市計画法第34条各号に基づく開発許可について言及されているが、提案団体の懸案の土地は、第1種農地であり、また、いずれも許可手続に相当の時間を要し、企業の立地判断のスピードに対応できないため、御指摘の現行制度では、支障は解消されない。 ○既存の産業団地周辺に立地する物流業務施設については、当該団地で製造された製品の物流効率を高めることで、地域経済をけん引する効果が期待できるところ、当該施設が、地域未来法に基づく配慮規定の対象施設のメルクマールに合致するかについて、「(ⅴ)重点促進区域内にインターチェンジ等に近接して定める区域において立地する物流施設等」に追加することの可否を含めて、検討されたい。

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
タープランについては、都市計画運用指針（技術的助言）において「予定したプロジェクトの大幅な変更や予定していなかったプロジェクトの決定等マスタープラン策定段階には想定していなかったような状況が発生することも想定される。（略）こうした要請に応えるため、策定時点である程度見通しが可能な事項について記載をし、その後、<u>ある程度明確な見通しが立った事項を追加する等記述内容に弾力性を持たせる、あるいは部分的改訂を機動的に行う等の対応を視野に入れてマスタープランの策定を行い、そのフォローアップを行うことが望ましい。</u>」としており、現行制度下においても、マスタープランの記述に弾力性をもたせること等により、企業のニーズに迅速に対応することが可能である。そのため、マスタープランへの位置づけを行わずに、配慮規定の趣旨にそぐわないような本提案への対応は困難である。 なお、「現行の都市計画法（立地基準）では、事業者自らが実施する物流事業者しか周辺への立地が認められない」については、都市計画法上、施設所有者と物流事業の運営者が異なる場合も開発許可は可能であり、開発許可権者の運用基準等においてその取扱いを明確化している事例について、開発許可権者への説明会等の場で周知しているところ。	その際、市街化を促進するリスク等が懸念される場合には、必要な要件（例：産業団地との近接性、区域の規模等）を設けることも含めて前向きに検討されたい。 ○仮に上記措置が困難である場合、代替措置として、産業団地周辺の物流業務施設の設置について、都市計画法における開発許可によって対応した事例の横展開を積極的に図ることについても検討いただきたい。
32 都道府県知事が行う農林水産物の輸出証明書発行業務の私人委託を可能にすること （農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律【法律改正】（管理番号 76)）	
【提案団体（関係府省庁）】 愛媛県、広島県、徳島県、宇和島市、八幡浜市、西条市、四国中央市、松野町（農林水産省） 【提案の概要】 都道府県知事等が発行主体となる農林水産物及び食品の輸出における輸出証明書の発行業務について、申請受付、輸出先国の定める条件の適合審査、輸出証明書の発行の可否決定、証明書の交付等、全ての業務を私人に委託することを可能とするよう見直しを求める。 【関係府省庁からの第1次回答】 輸出証明書は、<u>輸出先国・地域から我が国政府機関による発行が求められている場合</u>に、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）第15条にその発行手続を定めている。 その<u>発行主体は法令上、原則、主務大臣又は都道府県知事等</u>とされており、<u>輸出先</u>	○輸出証明書の真正性を保つことを前提に、発行主体は都道府県のまま、発行に係る全ての事務を民間団体に委任可能とし、<u>都道府県が事務の執行水準を監督・管理することで執行状況の適切さを保つこと</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
<u>国・地域から認められる場合に限り登録発行機関が発行を行うことができる一方、これら以外の組織又は機関が発行主体となることは認められていない。</u> なお、都道府県等における証明書発行業務については一定の事務負担が生じており、輸出促進の観点から対応の迅速化が求められているものと認識している。このため、当該業務に係る<u>体制整備や処理能力の向上を支援する観点から、農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金（自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業）を措置している</u>ので、活用を検討されたい。	<u>のできる枠組みを設けることなどを検討いただきたい。</u>
33 都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付を行う際の要件の緩和 （農地法【通知改正】（管理番号 296））	
【提案団体（関係府省庁）】 千葉県、埼玉県（農林水産省） 【提案の概要】 都道府県が管理する国有農地等の新規農耕貸付を行う場合に必要とされる以下の要件を廃止することを求める。 ・ 売払手続による一般競争入札に附する場合の公告を1回以上行う。 ・ 当該土地の旧所有者等の同意を得る。 【関係府省庁からの第1次回答】 提案のうち「入札にかけられ不調となったこと」の要件については、国有農地は売払いによる処分を進めることが最優先であるが、都道府県が管理する国有農地のうち、<u>管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるものについては、管理情報の公表を要件に省略できることとする方向で検討する。</u> また、提案のうち「旧所有者の同意があること」の要件については、農耕貸付が買収目的である自作農の創設とは目的が異なる手続となるため、旧所有者等の同意を取得することとしているが、当該貸付は売払いを行うまでの暫定的な活用を行うものであり、買収目的に反した処分を行うものではないことから、<u>廃止する方向で検討する。</u>	○都道府県の事務負担を軽減するため、「管理する期間が長期にわたり、売払いによる処分が困難と認められるもの」の判断基準や具体例について事務処理基準等の中で明確にお示しいただきたい。 ○今後の検討のスケジュールをお示しいただきたい。

4. 昨年から継続して検討するもの

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
34 診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直し ・未回収の診療報酬返還金の国返還についての取扱いの見直し（国民健康保険法【法律改正】（管理番号 R7-173）） 【提案団体（関係府省庁）】 埼玉県（厚生労働省） ・事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し（児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律【法律改正】（管理番号 R7-352）） 【提案団体（関係府省庁）】 長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会（こども家庭庁、厚生労働省） 【提案の内容等】 ①診療報酬、②障害者自立支援給付費国庫負担金及び③障害児入所給付費等国庫負担金において、事業者の不正等に起因した返還金が徴収困難となった場合の未徴収額について、国や県の補助金等の分を市町村が全額返還することとなっているところ、本取扱いの見直しを求めるもの。 令和7年に重点事項として議論され、令和7年対応方針において、「各法令等に基づく事業者等の不正利得の徴収（中略）に当たっての国への返還金については、全国における実態調査を行った上で、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていたもの。 【これまでの検討状況】 診療報酬、自立支援給付費国庫負担金、障害児入所給付費等国庫負担金及び類似の国庫補助金において、各市町村における事業者の不正等による返還請求等の状況につ	
○国民健康保険の診療報酬、障害者自立支援給付費及び障害児通所給付費について、給付は市町村から行われるが、国民健康保険の診療報酬においては保険医療機関への指導権限は国又は都道府県にあり（国民健康保険法第41条）、自立支援給付費、障害児通所給付費においては事業者への勧告・命令権限は都道府県にある（障害者総合支援法第49条及び児童福祉法第21条の5の23）中で、<u>徴収困難となった返還金に係る費用負担責任を市町村のみに負わせるというのは不合理ではないか。</u> ○各省庁調査により、<u>上記に係る補助金については、返還請求の生じた団体数や返還請求額等が多く、対応の必要性が高いことが明らかになった。</u>については、財務省を含む関係省庁と速やかに協議をし、<u>①個別法に補助金適化法第18条第3項（間接補助金における返還命令の取り消し）並びの規定を設ける改正を行うことや、②各国庫補助金の算定において、市町村が適切な債権管理を行った上での不能欠損額について国庫補助金の算定対象とすること</u>で、市町村に肩代わりさせない運用とすること など<u>必要な措置について検討し、二次ヒアリングにおいて具体的に対応方針を示していただきたい。</u> ○なお、生活保護費国庫負担金の算定において、地方公共団体が不納欠損処理したものが国庫負担金の算定対象とされていることなど、<u>間接補助金とは言</u>	

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
いて、全国における調査を実施した。 【今後の予定】 上記調査結果を踏まえ、関係府省庁と協議の上、他の国庫補助金等の状況も踏まえて対応について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	<u>えないものであっても、市町村への負担が生じないような運用がなされていることも参考としていただきたい。</u>
35 特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直し (特別支援学校への就学奨励に関する法律及び就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律【法律改正】(管理番号 R7-193))	
【提案団体（関係府省庁）】 茨城県、三重県(文部科学省) 【提案の内容等】 特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者(当該児童及び生徒を監護する者)」を加えるよう要件を見直すように求めるもの。併せて、要保護児童生徒援助費補助金についても同様の見直しを求めている。 令和7年に重点事項として議論され、令和7年対応方針において、「児童又は未成年の生徒に係る特別支援教育就学奨励費については、地方公共団体の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者(学校教育法(昭22法26)16条。以下この事項において同じ。)による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、要保護児童生徒援助費については、市区町村の教育委員会における支給事務の運用実態や未成年後見人の選任等の実態を把握した上で、保護者による申請が困難な場合の対応について、就学に要する経費を実際に負担する者による申請を含めて検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされているもの。 【これまでの検討状況】 令和7年対応方針を受けて、特別支援教育就学奨励費、要保護児童生徒援助費補助金のいずれについても、保護者による申請が困難な場合の対応に関して、市町村教育委員会等に対する実態調査を実施した。その結果、保護者以外の者であるが就学に要	○第1次ヒアリングでご説明いただいたとおり、<u>保護者以外の方から申請があった場合にも支給を受けることができるよう、予算補助の枠組みについて引き続き検討を進めていただきたい。</u> ○補助金要綱の改正は令和8年度中に対応いただき、<u>予算補助での支給については来年度(令和9年度)支給分から実施いただきたい。</u> ○地方の一般財源により措置されている<u>準要保護者への就学援助については、今般の制度改正の内容を自治体に十分に周知をし、それぞれが適切に判断・対応できるよう万全を期していただきたい。</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
する経費を実際に負担している者による支給の申請等が、全国において一定程度の件数認知されていることが確認でき、これを踏まえた必要な対応を検討中。 【今後の予定】 上記実態調査の回答を踏まえ、保護者以外の者であっても、実態として親権を行使しており、就学に要する経費を負担している者については、特別支援教育就学奨励費及び要保護児童生徒援助費補助金の支給を受けることが可能となるよう、財務当局とも協議の上、補助金交付要綱等を改正し自治体に周知する予定。	
36 社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し (健康保険法【法律改正】(管理番号 R7-241))	
【提案団体（関係府省庁）】 ひたちなか市(厚生労働省) 【提案の内容等】 社会保険における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求めるもの。 令和7年に重点事項として議論され、令和7年対応方針において、「健康保険料における、被保険者が資格を取得した月と同じ月内にその資格を喪失した場合の保険料の算定については、令和7年度中に保険者や事業主等への実態調査を開始した上で、その結果を踏まえ、当該保険料の算定の在り方について検討し、令和8年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされているもの。 【これまでの検討状況】 保険者に対する調査の結果回答についての内容を踏まえ、保険料の算定の在り方について検討中。事業主等に対する調査については、引き続き実施及び回答の内容を精査中。 ＜同月特喪に関する保険者アンケートの概要・主な意見＞ ・大半の保険者において保険料収入に占める同月得喪該当者の保険料収入の割合は大きくない。 ・保険料を支払っていない者に保険給付を行う可能性があるが、その場合は他の被保険者が医療費を負担することになる。徴収だけでなく、医療費負担等の給付について	○同月得喪により1か月の間に複数回の月額保険料負担が発生する現行の算定方法の適正な見直しに向け、<u>保険者の意見のみで結論を出すべきではなく、国民の過重負担解消の観点から検討を進めていただきたい。</u> ○<u>第二次ヒアリングにおいては、事業主並びにベンダーへのヒアリング結果、及び検討の進捗状況について、具体的に説明されたい。</u> ○「月末の加入者からのみ徴収を行う場合は、同月得喪になった月の保険料の支払いを免れる可能性が生じるのではないか」と、保険者アンケートで意見があったと1次ヒアで説明があったが、保険の切替時に、「直前に加入していた保険の資格喪失日が確認できる書類」を確認することで、被保険者が適切に届出を行っているか把握することが可能である。このため、仮に①同月得喪の場合に月末に加入している保険のみに保険料を支払う制度、②日割り計算によって保険料を支払う制度、のいずれを採用した場合でも、<u>故意に保険料の支払いを免れることを目的として国保加入日を偽って届け出る等の制度悪用の</u>

提案の基礎情報、関係府省庁からの第1次回答等	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点
も整理をするべきではないか。 ・ 稀有な事案に対応するために、システム改修を行う必要が生じるが、費用は誰が負担をするのか。 ・ 保険給付を行う可能性があるだけでなく、資格取得時に事務費等の経費が生じているため、保険料を徴収しなければ、他の被保険者の負担が増加する。 ・ <u>月末の加入者からのみ徴収を行う場合は、同月得喪の該当者が国保の届出期間内に届出をせず月末時点で無資格となった際に、保険料の支払いを免れうるため、当該行為を繰り返し行うなど、制度を悪用される可能性がある。</u> ・ 仮に日割りを検討する場合には、健保だけで対応を行っても本質的な解決にならず、国保も含めた検討を行うべき。 【今後の予定】 上記調査結果等を踏まえて対応を検討し、令和8年度中に結論を得る予定。	<u>懸念を解消できると考えられる。</u>